

電子帳簿保存法第 10 条

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存

(令和 2 年度税制改正対応版)

電子取引 取引情報保存 ガイドライン

第 2.01 版

2022 年 3 月 18 日



公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会
法務委員会

目次

第1章.当ガイドラインの目的について	1
第2章.用語の定義.....	2
第3章.電子帳簿保存法の概要.....	3
(1) 電子帳簿保存法の全体概要	3
(2) 電子帳簿保存法第10条 電子取引概要.....	5
(3) JIIMA 電子取引ソフト認証制度とは	7
第4章.電子取引の保存要件	9
(1) 保存場所と保存期間	10
(2) 保存要件 ①関係書類の備付け	12
(3) 保存要件 ②見読性の確保	13
(4) 保存要件 ③検索機能の確保	14
(5) 保存上の措置	16
(6) 書面・COM に取引情報を保存	24
(7) 保存方法詳細 (保存すべき取引情報)	25
第5章.電子取引の種類と保存のポイント.....	28
(1) 電子取引の分類	29
(2) EDI 取引	30
(3) 電子メールにより取引情報を授受する取引	33
(4) インターネット等による取引	37
第6章.取引に用いる電子データの信頼性担保	44
(1) 電子データの信頼性担保が求められる背景	44
(2) 本人性・真正性の確保の必要性	45
(3) トラストサービスの動向.....	46
(4) ユースケースに応じた対策例	49
(参考1) 輸出入に係る電子取引情報の保存	53
(参考2) 参考文献・関連ガイドライン	54
(参考3) 電子帳簿保存法 法令関連	56

■ 更新履歴

Ver1.00・・・2018年10月1日 初版発行

Ver2.00・・・2021年2月22日 令和2年度税制改正対応版

Ver2.01・・・2022年3月18日 令和2年度税制改正対応版

第 1 章.当ガイドラインの目的について

1998 年 7 月に施行された電子帳簿保存法では、原則紙で保存すべき国税関係帳簿書類を、一定の要件の下、所轄税務署長等の事前承認を得ることを前提に電磁的記録による保存を容認したほか、電子取引により取引情報を授受した場合、当該取引情報を紙出力するか COM 出力して保存する場合を除き、電子的に保存することが義務付けられました。

電子取引の取引情報を電子保存することを義務付けた条文は法第 10 条ですが、そこでは「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。」と規定しています。しかしながら、本条文が必ずしも正しく周知されていないのが実情で、電子メールや Web などインターネットなどを利用した電子取引において、本条文を正しく理解し、法令通り取引情報を適正に保存している企業はまだ多くないようです。当協会では 2014 年 9 月に「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存」に関する解説として電子取引データの保存の考え方という解説書（2016 年 10 月改訂）を発行して、法律・施行規則・取扱通達・Q & A を網羅した正しい電子保存の方法を解説しました。しかし、この解説書では法令等の説明に終始したため、実際の業務への適応方法などが分かりづかったことや、昨今の電子取引の多様化や企業にとっての電子メール保存の重要性がクローズアップされてきたことなどを受け、2018 年 11 月にガイドラインとして第 1 版を発行しました。

2020 年 3 月に改正された電子帳簿保存法により、電子取引の普及を後押しする動きが出てきています。IT・クラウドサービスの加速に加え、新型コロナウイルス感染症によるニューノーマルへの流れも重なり、電子取引の重要性がますます増大してきました。

このような状況を踏まえ、2020 年（令和 2 年度税制改正）で改正された電子帳簿保存法の内容をもとに当ガイドラインの内容見直しと追記を行い、第 2 版として発行します。

当ガイドライン第 2 版では、以下の観点について見直しを行い、社内の総務・経理部門、情報システム部門が取り組みやすいよう、分かりやすい説明と実際の業務に則したポイントを解説しています。

- （１） 2020 年（令和 2 年度税制改正）電子帳簿保存法 施行規則改正や一問一答の追加に対応。
- （２） JIIMA 認証「電子取引ソフト法的要件認証」の説明。
- （３） 2020 年における電子取引の実情に合わせて、最新内容への更新。

当協会としましては、安心で社会生産性の高い電子文書情報社会の構築をめざしており、電子取引を行っている各企業が、当ガイドラインに沿って正しくその取引情報を電子保存されることを願ってやみません。

第2章.用語の定義

当ガイドラインで記載している用語について定義や補足説明をしています。

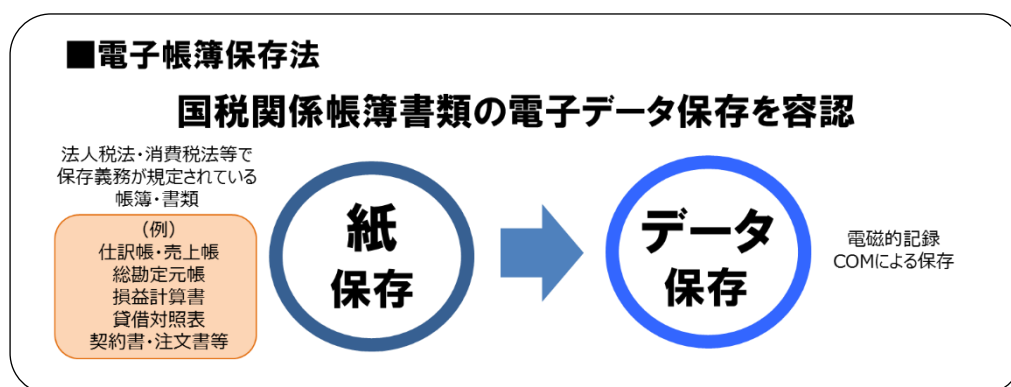
電子帳簿保存法	「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の略称です。 平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号 最終改正：令和 2 年 3 月 31 日法律第 8 号
施行規則	施行規則とは、法律を施行するために必要な細則や法律・政令の委任事項などを定めた命令です。当ガイドラインでは、「電子帳簿保存法 施行規則」を指します。 平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号 最終改正：令和 2 年 3 月 31 日財務省令第 24 号
取扱通達	電子帳簿保存法について、より具体的に取扱いを別紙に定めたものとなります。当ガイドラインでは、「電子帳簿保存法 取扱通達」を指します。 平成 10 年 5 月 28 日付課法 5-4 ほか 6 課共同 最終改正：令和 2 年 6 月 23 日付課総 10-1 ほか 7 課共同
電子取引	取引情報の授受を電磁的方式により行う取引と定義されます。 (電子帳簿保存法 第 2 条 6 号 の用語定義より)
取引情報	取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。 (電子帳簿保存法 第 2 条 6 号 の用語定義より)
電磁的記録	電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 (電子帳簿保存法 第 2 条 3 号 の用語定義より)
e-文書法	e-文書通則法と e-文書整備法の総称を指します。
e-文書通則法	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律です。
e-文書整備法	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律です。
創業・IT 等ワーキンググループ	規制改革会議の中で IT による経営効率化に関する規制緩和について調査・審議するワーキンググループを指します。
タイムスタンプ	信頼の置ける時刻と文書などのデジタル情報に対し、変更、改ざんがあったかどうかを検知できる情報もしくはそれを指し示す情報を付与し、それ以降、内容や時刻に変更・改ざんがあったかどうかを証明する技術です。(タイムビジネス協議会 用語集より) なお、e-文書法に則って電子データを保存していく際に、(財)日本データ通信協会が認定するタイムスタンプの付与が一部書類で必須要件となっています。
COM	コンピューターに記録されている情報をマイクロフィルムに写真記録されたものを指します。
見読性	電子文書の原本性を確保するために求められている三つの要件、「完全性」「機密性」「見読性」のうちの一つです。電子化文書等の内容が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示または書面に出力できるよう措置されること。可視性と言う場合もあります。

第3章.電子帳簿保存法の概要

(1) 電子帳簿保存法の全体概要

① 電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法は、正式名称を「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」といい、同法第1条（趣旨）に規定されている通り、納税者の国税関係帳簿書類の保存方法についての特例を定めた法律です。企業等の帳簿書類の保存義務は、法人税法のほか消費税法、所得税法、地方税法などに規定されており、書面による帳簿の備付け及び保存、紙で作成又は受領した書類が保存の対象とされています。1990年代からはコンピューター会計が一般的になり、中小企業においても電子計算機に会計データを入力し、帳簿を作成するようになりました。帳簿や書類は、コンピューターを使用してデータにより保存することが可能になったのに関わらず、税法の規定では、法定保存期間は、紙で保存することが義務付けられていました。1998年7月に電子帳簿保存法が施行されることにより、税法で備付け及び保存が義務付けられている帳簿や書類の電磁的記録等による保存が容認されることとなりました。



② e-文書法とは

電子帳簿保存法の施行とともに、企業の業務活動で日々発生する文書や帳票の電子保存を容認する動きは加速し、IT 書面一括法なども施行されましたが、これらの法律が対象にしていたのは、最初からコンピューターで作成した電子文書で、紙文書をスキャナで電子化して保存することは認められていませんでした。そのため、企業では、引き続き多くの紙文書を保存せざるを得ず、大きな負担となっていました。産業界からの要望を受け、企業競争力を高めるために、2001年からスタートした e-Japan 戦略の一環として制定されたのが e-文書法です。2005年に施行された e-文書法により、紙書類の保存を義務付けた約 250 本の法律で、スキャナによる電子化での保存が可能となり、建築設計図書、医療情報などの保存も認められました。電子帳簿保存法の範囲については、紙で受領した領収書や請求書等をスキャンして保存するスキャナ保存制度が制定されました。

2005年（平成17年）

e-文書法

民間における文書・帳票の電子的な保存を原則として容認する統一的な法律

電子帳簿保存法 改正

国税関係帳簿書類の電子保存を認めた法律にスキャナ保存が加わる

③ 電子帳簿保存法の概要

電子帳簿保存法は、第4条第1～3項の3種類と第10条の電子取引の4種類に分類出来ます。第4条第1・2項は、「① 電子帳簿保存法とは」で触れたように、中小企業でも帳簿や書類を電子計算機（会計システム等）で作成することが一般的になったことを受けて、システムで一貫してデータ作成した国税関係帳簿や書類をデータで保存できるという規定です。

第4条第3項は、スキャナ保存制度と呼ばれる規定で、「② e-文書法とは」で触れたように、e-文書法が施行されたタイミングで、電子帳簿保存法に追加されました。紙で受領した領収書や請求書、手書きで作成した書類の控えなどは第4条第1項や第2項では保存できないため、第3項のスキャナ保存で電子化をして保存できるという規定です。スキャナ保存制度は、平成27年・28年度に大きな改正があり、原稿台と一体となったスキャナの要件が撤廃されて、スマートフォンでの画像撮影が認められる等の変更があり、利便性も上がり活用が進みつつあります。

第4条第1～3項については、当ガイドラインのテーマではないため、詳細は省きますが、何点か記載します。第4条については、納税地等の所轄税務署へ3か月前の前日までに承認申請を行う必要があります。一方、第10条の電子取引は承認制ではなく、原則、電磁的記録での保存義務があり、第4条と異なりますので、ご注意ください。承認申請書は、当ガイドライン（参考3）に記載している国税庁HPからダウンロードすることが出来ます。承認申請書の内容は、保存要件が正しく確保されているかを確認するものですので、申請にあたっては、まず、保存の要件をどのように確保するかの検討が必要です。また、スキャナ保存では、損益計算書等の決算関係書類は対象外になっていることや、書類の重要度によって保存要件が異なるなどもあります。当ガイドライン（参考2）に、参考文献がありますので、参照のうえ、要件を正しく理解して、検討を行ってください。

【電子帳簿保存法 第4条・第10条】

第4条 第1項 **国税関係帳簿 データ保存**
(仕訳帳・総勘定元帳など) 会計システム等から一貫してデータ作成

第4条 第2項 **国税関係書類 データ保存**
(損益計算書・自社請求書控えなど) システムから一貫してデータ作成

第4条 第3項 **国税関係書類 スキャナ保存**
(請求書・領収書・契約書など) ※対象外の書類あり
平成17年（2005年）新設
平成27・28年規制緩和
・相手から受領or手書きで作成など
紙の書類をスキャナで読み取りデータ保存

第10条 **電子取引** EDI・インターネット・メール等を利用した取引情報の授受

(参考2) ①参考文献

「詳説 電子帳簿保存法 実務のポイント」 「e-文書法 電子化早わかり」

(参考3) ①国税庁 HP URL

(2) 電子帳簿保存法第 10 条 電子取引概要

電子帳簿保存法は、法人税法や所得税法、消費税法などの税法の定めにより、紙保存が原則となる国税関係帳簿書類を、一定の要件を満たす事により、電磁的記録や COM による保存を容認し、第 4 条で国税関係帳簿書類の電磁的記録の保存等について規定しています。一方、電子帳簿保存法第 10 条は、帳簿書類の保存方法の特例の規定ではなく、電子帳簿保存法施行以前には保存義務がなかった電子取引に係る電磁的記録を保存しなければいけないとして新たに加えられた規定です。

電子帳簿保存法第 10 条の電子取引は次のように定義されています。「取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。」（電子帳簿保存法 第 2 条第 6 項）

つまり、インターネットやメール、EDI、その他の手段でも取引先との間で取引情報の授受を電子的に行った場合は、法令の要件に従って保存する義務が生じるということです。前述したように、電子帳簿保存法第 4 条については、税務署長の承認を得て実施する承認制ですが、電子取引の取引情報は、保存することが義務となりますのでご注意ください。

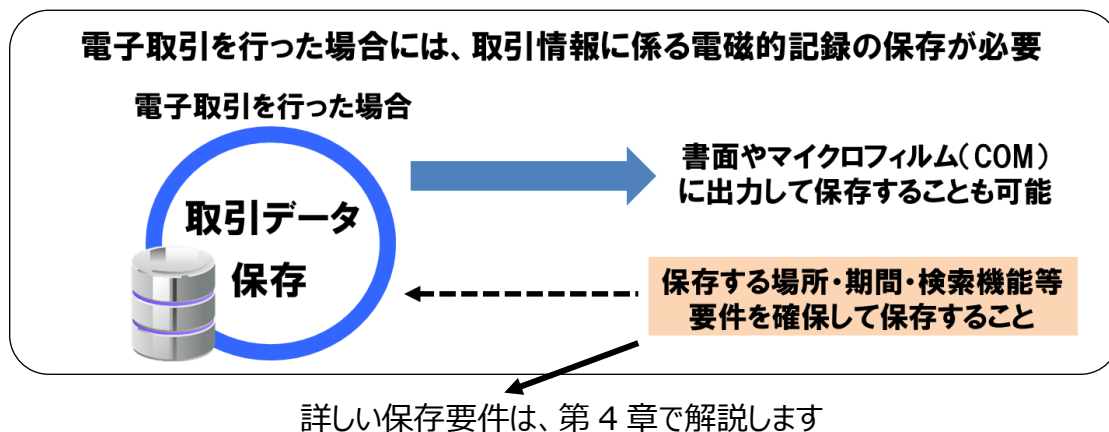
電子帳簿保存法 第 10 条

所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りではない。

所得税や法人税の確定申告を提出している事業者が電子取引を行った場合には、法令の要件通りに電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければなりません。ただし、この電子取引に係る電磁的記録に代えて書面もしくは COM に出力し保存することは可能です。この場合は、保存すべきこととなる場所に、保存すべきこととなる期間、保存する必要があります。

【電子取引の保存要件】



電子取引の範囲については、取扱通達 2－3 に以下のように記載があります。

【電子取引の範囲】

取扱通達 法第 2 条

電子取引の範囲

2-3 法第 2 条第 6 号（電子取引の意義）に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わずすべて該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。

- (1) いわゆる EDI 取引
- (2) インターネット等による取引
- (3) 電子メールにより取引情報を授受する（添付ファイルによる場合を含む。）
- (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

電子取引の範囲は、上記の通りですが、インターネットの普及や IT 技術の革新により、電子取引は様々な業務で活用されるようになっていきます。保存要件は第 4 章で解説しますが、保存要件の解説だけでは、業務への活用もしづらいと考え、当ガイドラインでは、第 5 章にて、電子取引がどのような業務で利用されているか、注意すべき点、最新の動向について解説します。

なお、当ガイドラインでは、インターネットに関連する取引は、1 つにまとめ、「インターネット等を利用した取引」として扱い、「EDI 取引」、「電子メールでの取引情報授受」の 2 つを加えた 3 つに分類して解説します。

(3) JIIMA 電子取引ソフト認証制度とは

電子帳簿保存法第 10 条「電子取引」ソフト法的要件認証制度とは、JIIMA によって第 10 条で規定された「電子取引」を行うための市販ソフトが電子帳簿保存法の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を満たしていると判断したものを認証するものです。

平成 10 年に制定された「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律（電子帳簿保存法）」の制定により、第 10 条「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、同じく財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。」と規定されています。電子取引を行った場合は、電子帳簿保存法の要件を確保して電子保存するか、要件確保ができない場合は、印刷保存が必要となっています。

従来の電子帳簿保存法の要件（施行規則・Q&A 含む）は、キャッシュレス取引やインボイス制度への記載が少なかったですが、電子取引の利用増加に伴い、国税庁より、施行規則の見直しや、「電子取引の Q&A 一問一答」の問答数も大幅に増え、帳簿書類の Q&A とは別に独立したファイルになるなど、明確化されてきております。

【電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合の要件の概要】

- ・電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け
（自社開発のプログラムを使用する場合に限ります。）（規 3 ①三イ、⑤七、8 ①）
- ・見読可能装置の備付け等（規 3 ①四、8 ①）
- ・検索機能の確保（規 3 ①五、⑤七、8 ①）
- ・次のいずれかの措置を行う（規 8 ①）
 - 一 タイムスタンプが付された後の授受
 - 二 授受後遅滞なくタイムスタンプを付す
 - 三 データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用
 - 四 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

こうした背景を踏まえ、当協会では、2021 年 3 月より、JIIMA 認証制度に、「電子取引」ソフトを追加することとしました。

【認証制度の目的・メリット】

当協会において、「電子取引」を行う市販ソフトが法的要件を満足していると判定されたものを認証します。

ソフト導入ユーザーにとっては

これにより、そのソフトを導入する企業は、電子帳簿保存法が要求しているシステム要件を該当ソフトが満たしているか個々にチェックする必要がなく、安心して導入することができます。また、JIIMA や国税庁が HP で公開している認証製品一覧リスト（以下、認証制度について 参照）から、様々な分野の対象ソフトを見つけることができ、企業内での電子取引の検討にも役立てることが出来ます。

ソフト開発ベンダーにとっては

当協会での認証制度により、開発ベンダーは、社内だけの評価でなく、第三者からの適正な評価を得ることが出来ます。これにより、ユーザーの導入に対する検討項目を減らし、速やかな検討・導入を実現出来ます。

【認証制度について】

ソフトの認証にあたっては、対象ソフトのマニュアル、取扱説明書をベースに、公正な第三者機関でチェックし、必要な機能を全て備えていることを確認し、認証審査委員会で審議・認証を行います。認証した製品の一覧は、JIIMA のホームページで公表されます。詳細は、JIIMA のホームページ「電子取引ソフト法的要件認証を受ける方へ」をご参照ください。

<JIIMA 認証 記載ホームページ>

<https://www.jiima.or.jp/certification/denshitorihiki/>

※本認証制度では、あくまで認証基準に基づき公開された情報のみで評価し認証するものであり、それ以外の事項を保証するものではありません。

※上記ページから、製品一覧リストもリンクされています

【認証ロゴマークについて】

電子帳簿保存法 10 条「電子取引」ソフトの法的要件を満足しているとして認証した製品には、ロゴ表示を認めています。ロゴマークは、上記の JIIMA ホームページで合わせてご確認ください。

第4章.電子取引の保存要件

電子帳簿保存法 第10条（電子取引）に求められる保存要件は、施行規則 第8条第1項を中心に定められています。以下にその条文と保存要件の対応をまとめ、次に各要件についてその詳細規定を記載します。

施行規則 第8条第1項

(6)

法第十条に規定する保存義務者は、電子取引を行った場合には、次項又は第三項に定めるところにより同条ただし書の書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報（法第二条第六号に規定する取引情報をいう。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写し（1）が作成されたとした場合に、国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所（2）（3）（4）に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げるいずれかの措置を行い、第三条第一項第四号並びに同条第五項第七号において準用する同条第一項第三号（同号イに係る部分に限る。）及び第五号に掲げる要件に従って保存しなければならない。

(5)

- 一、 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該取引情報の授受を行うこと。
- 二、 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。
- 三、 次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。
 - イ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
 - ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。
- 四、 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

保存要件項目一覧と当章での説明項番

法令等の項目	第 4 章	分類	項目・概要
施行規則第 8 条第 1 項	(1)	保存場所	事業所在地、又は納税地
		保存期間	7 年間
	(2)	保存要件	① 関係書類の備え付け 施行規則第 3 条第 1 項第 3 号イ
	(3)		② 見読性の確保 施行規則第 3 条第 1 項第 4 号
	(4)		③ 検索機能の確保 施行規則第 3 条第 1 項第 5 号
	(5)	保存上の措置	タイムスタンプ or 訂正削除 不可又は履歴 or 規程運用
施行規則第 8 条第 2 項・3 項	(6)	書面・COM に取引情報を保存	
取扱通達 10－1	(7)	保存方法詳細	保存すべき取引情報

※令和 2 年度税制改正により、新たに電子取引関係の電子帳簿保存法一問一答が整備されました。

本書の巻末（参考 3）に記載しています。4 章の中では、一問一答の該当箇所を、各項番の最後で紹介しています。

（参考 3）電子帳簿保存法 一問一答 【電子取引関係】

問 1 電子取引の制度はどのような内容となっていますか。

問 2 電子取引とは、どのようなものをいいますか。

問 8 当社は電子計算機を使用して請求書を作成し、クラウドサービスを利用して取引先に電磁的な請求書を発行しようと考えておりますが、税務署に対して申請書を提出する必要がありますか。

問 9 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合には、どのような要件を満たさなければならぬのでしょうか。

（1） 保存場所と保存期間

（法人税法 施行規則第 59 号等により）

法令等の項目	分類	項目・概要
施行規則第 8 条第 1 項	保存場所	事業所在地、又は納税地
	保存期間	7 年間

施行規則 8 条第 1 項 抜粋

（1）

当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間

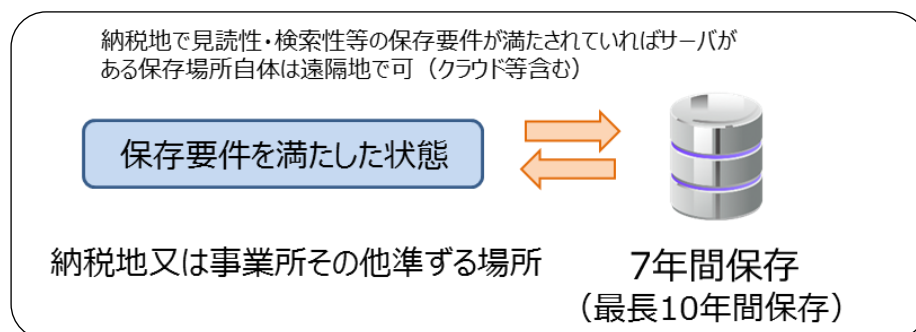
とはそれぞれ以下の内容となります。

当該書面を保存すべきこととなる場所とは、法人事業者の場合には当該電子取引に係る電磁的記録の授受が書面（紙）で行われた場合に保存するところとなります。すなわち、国税関係書類（取引関係書類）が、作成受領された日本国内の事務所または納税地ということになります。（法人税法施行規則 第8条の三の十第1項（連結法人の帳簿書類の整理保存）、第67条第22項（普通法人等（白色）の帳簿書類の整理保存等）、第59条第1項（青色申告法人の帳簿書類の整理保存））

なお、保存すべき場所において保存されるサーバと通信回線で接続するなどにより、当該電磁的記録を保存すべき場所に設置されたディスプレイやプリンタに整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができればよく、サーバ等を保存すべき場所に設置しなくても良いとされています。（取扱通達 4-12）

又、ファイルサーバの設置場所については、「保存すべきこととなる場所」での見読性・検索性などの要件を満たしていれば、たとえ海外であっても問題ありません。（電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】問 19）

当該書面を保存すべきこととなる期間とは、法人事業者の場合 7 年間となります。なお、欠損金の繰越控除をする法人は、最長で 10 年間の保存が必要となります。（法人税法施行規則 第8条の三の十第1項（連結法人の帳簿書類の整理保存）、第67条第22項（普通法人等（白色）の帳簿書類の整理保存等）、第59条第1項（青色申告法人の帳簿書類の整理保存）、第37条の3の2（連結欠損金に係る帳簿書類の整理保存）、第26条の3第1項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金に係る帳簿書類の保存）、法人税法第81条の9（連結欠損金の繰越し）、第57条第1項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し））



（参考3）電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】

問 12 電磁的記録を外部記憶媒体へ保存する場合の要件はどういうものがありますか。

問 15 バックアップデータの保存は要件となっていますか。

(2) 保存要件 ①関係書類の備付け

法令等の項目	分類	項目・概要
施行規則第 8 条第 1 項	保存要件	① 関係書類の備え付け 施行規則第 3 条第 1 項第 3 号イ

施行規則 8 条第 1 項 抜粋

(2)

第三条第一項第四号並びに同条第五項第七号において準用する同条第一項第三号（同号イに係る部分に限る。）及び第五号に掲げる要件に従って保存

とはそれぞれ以下の内容となります。

施行規則第 3 条第 5 項第 7 号においては、法第 4 条第 1 項及び同第 2 項の国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存の場合と同様に、スキャナ保存の場合にも当該国税関係書類に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うことを規定しています。この書類は電子取引の保存の場合も同様に備え付けが規定されています。

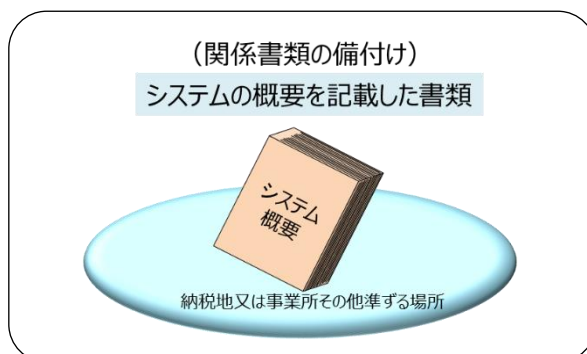
施行規則第 3 条第 1 項第 3 号 イでは、下記にある通り、関係書類の備付けを要求しています。

施行規則第3条第1項第3号 イ

当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類。

この「電子計算機処理システムの概要を記載した書類」とは具体的には、システム全体の構成及び各システム間のデータの流れなど、電子計算機による国税関係帳簿書類の作成に係る処理過程を総括的に記載されている、例えば、「システム基本設計書」、「システム概要書」、「フロー図」、「システム変更履歴書」などの書類をいいます。

(参考 2) ①参考文献「詳説 電子帳簿保存法 実務のポイント」



(参考 3) 電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】

問 16 いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能にシステム概要書と同等の内容が組み込まれている場合、システム概要書が備え付けられているものと考えてもよいでしょうか。

(3) 保存要件 ②見読性の確保

法令等の項目	分類	項目・概要
施行規則第 8 条第 1 項	保存要件	② 見読性の確保 施行規則第 3 条第 1 項第 4 号

施行規則 8 条第 1 項 抜粋

(3)

第三条第一項第四号並びに同条第五項第七号において準用する同条第一項第三号（同号イに係る部分に限る。）及び第五号に掲げる要件に従って保存

とはそれぞれ以下の内容となります。

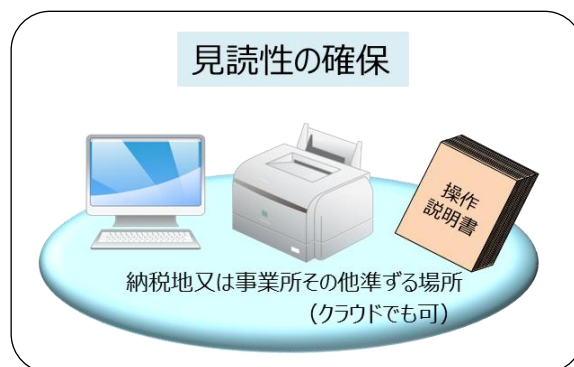
施行規則第 3 条第 1 項第 4 号では、下記にある通り、見読性の確保を要求しています。

施行規則第3条第1項第4号

当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと

施行規則第 3 条第 1 項第 4 号では、承認済み国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に、その電磁的記録を閲覧するためのパソコン、プログラム、ディスプレイ、プリンタを設置するとともにこれらの操作説明書を備え付けること、及びその電磁的記録をディスプレイの画面や書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できることを規定しています。

ここでいうプログラムとは必ずしも国税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラムを指すものではなく、当該電磁的記録を整然とした形式で明瞭な状態で出力できるものであれば他のシステム等により閲覧することとしても問題ありません。（取扱通達 4－12）



(参考 3) 電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】

問 10 ディスプレイやプリンタ等について、性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。

(4) 保存要件 ③検索機能の確保

法令等の項目	分類	項目・概要
施行規則第 8 条第 1 項	保存要件	④ 検索機能の確保 施行規則第 3 条第 1 項第 5 号

施行規則 8 条第 1 項 抜粋

第三条第一項第四号並びに同条第五項第七号において準用する同条第一項第三号（同号イに係る部分に限る。）及び第五号に掲げる要件に従って保存
(4)
とはそれぞれ以下の内容となります。

施行規則第 3 条第 1 項第 5 号では、下記にある通り、検索機能の確保を要求しています。

施行規則第3条第1項第5号

当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

イ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること。

読み替えに係る情報

施行規則第3条第5項第7号

第一項第三号及び第五号の規定は、法第四条第三項の承認を受けている保存義務者の当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、同号イ中「、勘定科目」とあるのは、「その他の日付」と読み替えるものとする。

規則第 3 条第 5 項第 7 号で準用される同規則 3 条 1 項 5 号で規定されるスキャナ保存された国税関係書類検索機能の要件では、以下の機能を確保することが必要とされています。

イ 「取引年月日」、「その他の年月日」、「取引金額」のほか国税関係書類の種類に応じた主要な記載項目を検索の条件として設定することができること。

ロ 日付又は金額に係る記録項目については、課税期間ごとにその範囲を指定して条件を設定することができること。

ハ 二以上の任意の主要な記載項目を組み合わせ条件を設定することができること。

この場合の検索は、承認された国税関係書類の種類別又は勘定科目別に検索できればよいとされています。具体的な国税関係書類の区分に応じた検索項目としては以下に例示するようにそれぞれ次に定める記録項目がこれに該当します。(取扱通達 4—39)

- (1)領収書 領収年月日、領収金額、取引先名称
- (2)請求書 請求年月日、請求金額、取引先名称
- (3)納品書 納品年月日、品名、取引先名称
- (4)注文書 注文年月日、注文金額、取引先名称
- (5)見積書 見積年月日、見積金額、取引先名称

検索機能の確保

1. 主要項目は検索設定出来ること
2. 日付と金額は範囲指定出来ること
3. 2 つ以上の項目を組合せて検索出来ること

取引年月日：2018/01/05～2018/01/31

AND
取引先コード：A
AND
金額：1,000～5,000

取引年月日	商品コード	単価	数量	金額
2018/01/05	A DEF	150	20	3,000
2018/01/31	A DEF	150	20	3,000

抽出

取引年月日	取引先コード	商品コード	単価	数量	金額
2018/01/05	A	ABC	100	100	10,000
2018/01/05	A	DEF	150	20	3,000
2018/01/05	B	GHI	200	5	1,000
2018/01/05	C	JKL	1,000	10	10,000
2018/01/05	D	MNO	1,200	1	1,200
...					
2018/01/30	A	ABC	100	100	10,000
2018/01/31	A	DEF	150	20	3,000
2018/01/31	B	ABC	100	10	1,000
2018/01/31	B	DEF	150	5	750
2018/01/31	B	GHI	200	10	2,000

(参考 3) 電子帳簿保存法 一問一答 【電子取引関係】

問 13 電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。

問 14 保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。

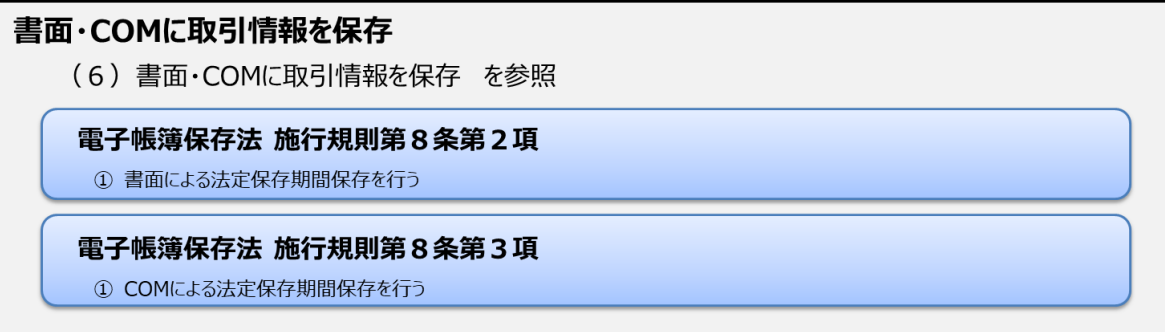
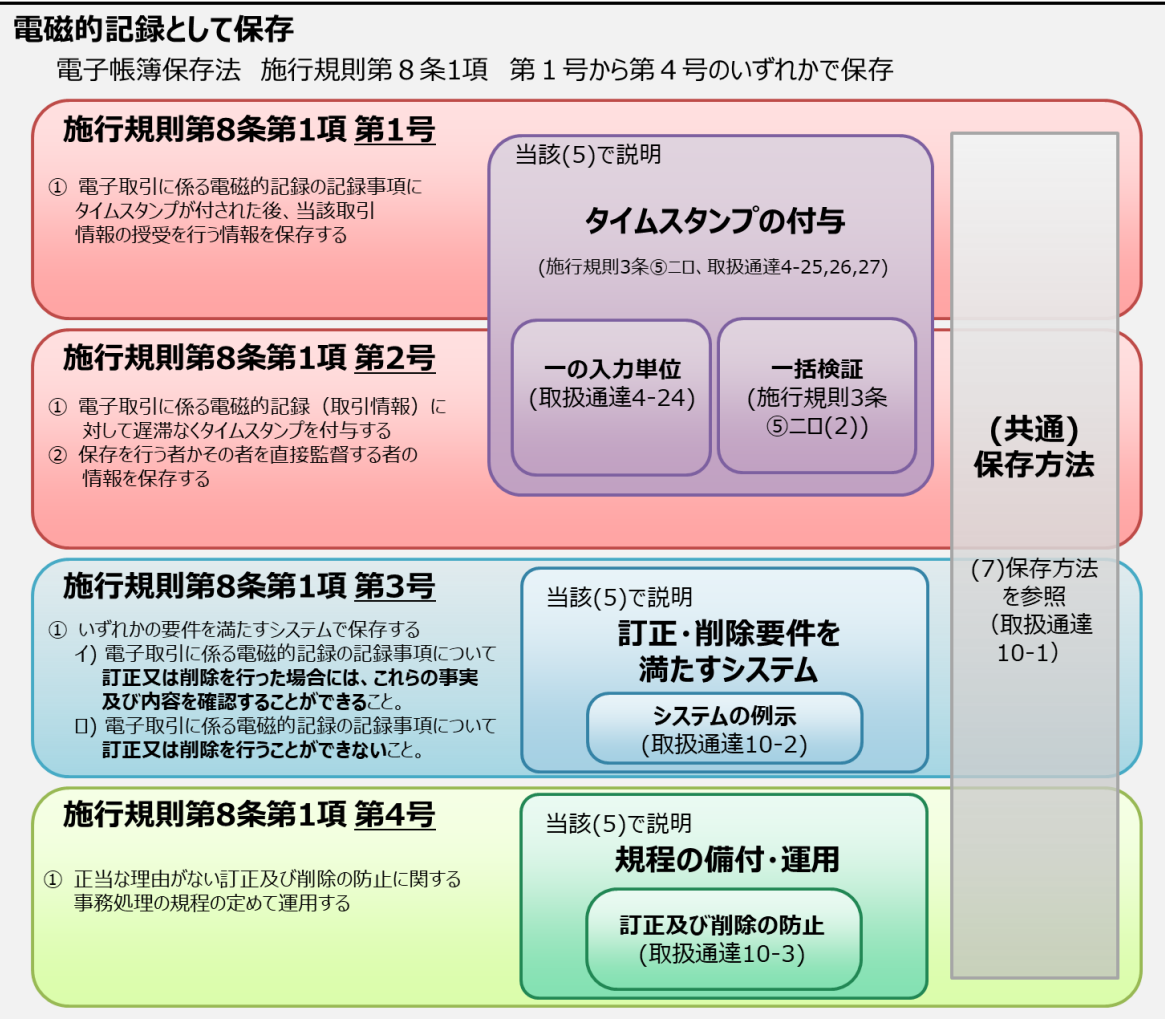
問 26 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、検索機能で注意すべき点がありますか。

問 27 規則第 3 条第 5 項第 7 号において準用する第 3 条第 1 項第 5 号ハの「二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること」には、「A かつ B」のほか「A 又は B」といった組合せも含まれますか。また、一の記録項目により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目により絞り込みの検索をする方式は、要件を満たすこととなりますか。

(5) 保存上の措置

法令等の項目	分類	項目・概要
施行規則第8条第1項	保存上の措置	タイムスタンプ or 訂正削除 不可又は履歴 or 規程運用

授受した取引情報は電磁的記録として保存もしくは書面・COMによる保存を行う義務があります。ここでは、電磁的記録として保存する方法について説明します。



施行規則 第 8 条第 1 項第 2 号の「遅滞なくタイムスタンプを付与する」の期間は特に期限等の規定はありませんが、原本とスキャンデータが相違ないことを確認するスキャナ保存制度と異なり、電子取引においては、当該電磁的記録そのものにタイムスタンプを付与すればよいことから、「授受後すぐに」と解することが一般的だと考えられます。

(参考 2) ①参考文献「詳説 電子帳簿保存法 実務のポイント」

施行規則 8 条第 1 項 抜粋

- 一、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該取引情報の授受を行うこと。
- 二、当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付するとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。
- 三、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。
 - イ) 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
 - ロ) 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。
- 四、当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

とはそれぞれ以下の内容となります。

施行規則 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号では、上記のとおり電子取引の保存方法が規定されています。規定ではそれぞれ、以下のように記載されており、第 1 号から第 4 号までのいずれかの方法で保存を行う必要があります。

施行規則 第 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号では、真実性の確保のため、

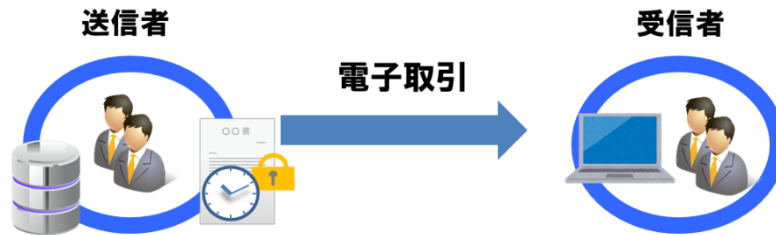
- ① タイムスタンプが付与されたデータを受領(施行規則 8 条第 1 項第 1 号)
- ② 受領後遅滞なくタイムスタンプを付与(施行規則 8 条第 1 項第 2 号)
- ③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用(施行規則 8 条第 1 項第 3 号)
- ④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定、運用・備付け(施行規則 8 条第 1 項第 4 号)

のいずれかの措置を取るよう規定しています。

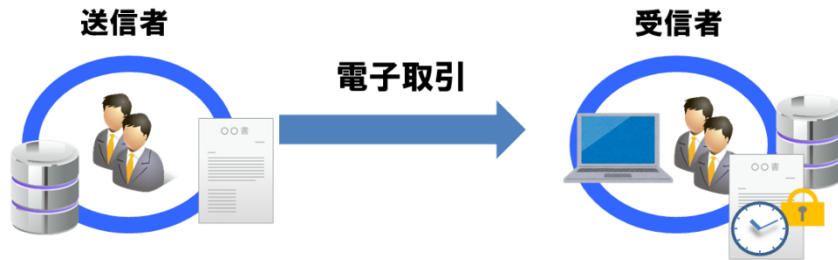
●タイムスタンプを用いたケース

施行規則 8 条第 1 項第 1 号と第 2 号ではいずれもタイムスタンプの付与についての規定となりますが、タイムスタンプを付与するタイミングが第 1 号と第 2 号で異なります。

第 1 号の場合は「電磁的記録の記録事項に**タイムスタンプが付された後に**当該取引情報の授受」、つまり取引情報の送信者がタイムスタンプを付与するケースです。タイムスタンプは作成後～送信前のどこかで押せば問題ありません。また、受取側でもタイムスタンプを付与する必要はありません。



第 2 号の場合は「当該取引情報の**授受後遅滞なく**当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付与する」、つまり取引情報の受領先がタイムスタンプを付与する必要があるケースです。



●タイムスタンプを用いないケース（訂正削除要件）

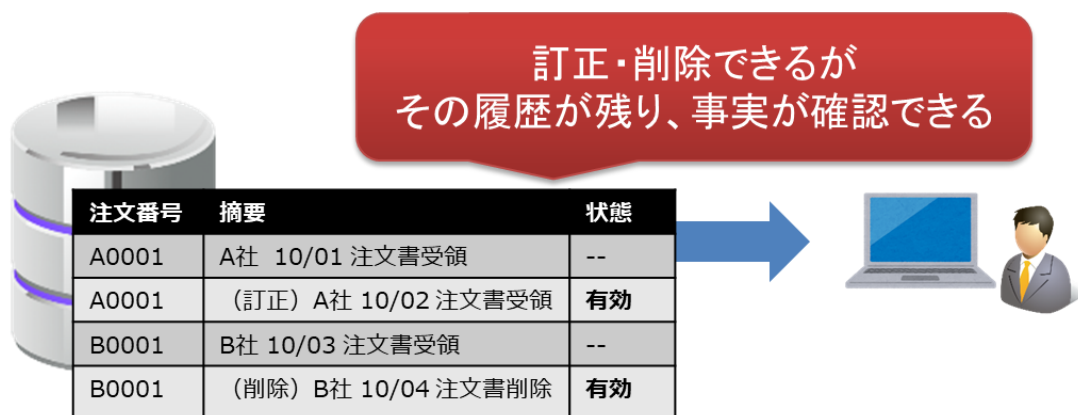
施行規則 8 条第 1 項第 3 号については以下の取扱通達 10-2 においてデータの訂正削除を行った場合にその履歴の記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムの定義について示されています。

取扱通達 法第 10 条 10-2

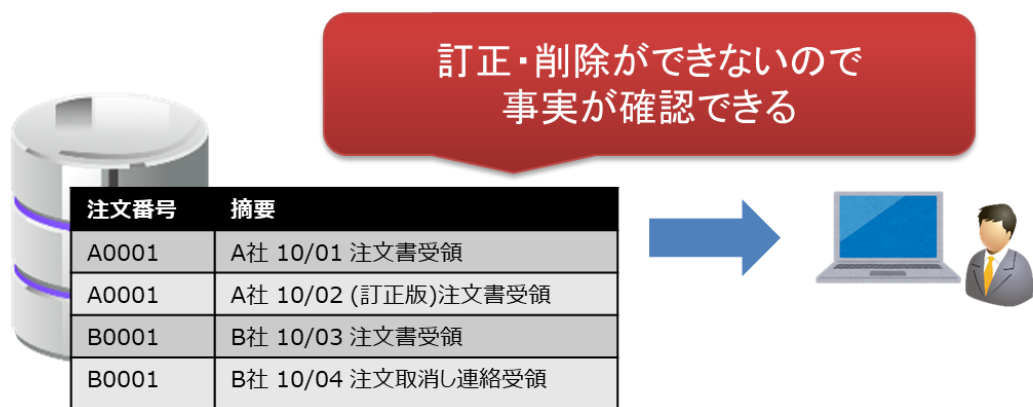
規則第 8 条第 1 項第 3 号イに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること」とは、例えば、電磁的記録の記録事項を直接に訂正又は削除を行った場合には、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録（訂正削除前の履歴ファイル）に自動的に記録されるシステム等をいう。

また、同号ロに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと」とは、例えば、電磁的記録の記録事項に係る訂正又は削除について、物理的にできない仕様とされているシステム等をいう。

訂正削除を行った場合、その履歴が残るシステムでは、取引履歴の訂正・削除の事実と内容が確認できる必要があります。



訂正削除ができない場合、取引の事実と内容が確認できます。



これらのシステムを使用している場合は、次で説明する事務処理規定を設ける必要はありません。

(電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】 問 20)

(参考3) 電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】

問 20 当社は、電子取引の取引情報の保存サービスの提供を受け、同サービス利用者同士の電子取引の取引情報については、同サービスにおいて保存されます。同サービス利用者は、同サービス提供者と契約し、同サービスの利用規約に定めるデータ訂正等の防止に関する条項にのっとりデータの訂正削除を行うこととなります。このようにサービス提供者との契約によってデータの訂正等を防止する方法についても、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められますか。

問 25 具体的にどのようなシステムであれば、訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているといえるのでしょうか。

●タイムスタンプも、訂正削除要件を満たしたシステムも使用しないケース（規程の備付け・運用）

施行規則 8 条第 1 項第 4 号については以下の取扱通達 10－3 において 訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程に盛り込むべき具体的な項目が示されています。

取扱通達 法第 10 条 10-3

規則第 8 条第 1 項第 4 号((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正削除の防止))に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する。

(1) 自らの規程のみによって防止する場合

- ① データの訂正削除を原則禁止
- ② 業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合（例えば、取引相手方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等）の事務処理手続（訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存）
- ③ データ管理責任者及び処理責任者の明確化

(2) 取引相手との契約によって防止する場合

- ① 取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。
- ② 事前に上記契約を行うこと。
- ③ 電子取引の種類を問わないこと。

施行規則 8 条第 1 項第 4 号は、施行規則 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号のいずれでもない場合、事務所類の規程を定めることによって、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の真実性を確保する観点から、要件とされています。どこまで整備すればデータ改ざん等の不正を防ぐことができるのかの一例として、国税庁からもサンプルが提示されています。実際には、事業規模などを踏まえここに検討をする必要もありますが、サンプルを利用することで検討が進めやすくなっています。（電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】問 19）

なお、規程に沿った運用を行うに当たっては、業務ソフトに内蔵されたワークフロー機能で運用しても差し支えありません。参考 3 問 19 に「訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」のサンプルを例示しています。

電子帳簿保存法 一問一答【スキャナ関係】

問 39 訂正削除ができないシステムでもよいのでしょうか。

※ 国税庁 HP：電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】の問 39 に訂正削除履歴の確保方法に関する記述があります。本問はスキャナ保存に関して記述されていますが、電子取引の場合でも、同様な機能が求められると考えられます。

（参考 3）電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】

問 17 請求書や領収書等を電子的に（データで）受け取った場合、どのように保存すればよいですか。

問 19 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、規則第 8 条第 1 項第 4 号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定めて運用する措置を行うことを考えていますが、具体的にどのような規程を整備すればよいのでしょうか。

施行規則 第8条第1項第1～4号及び取扱通達 10-2、10-3 の要件をまとめると以下になります。

1号・2号 タイムスタンプ



1号 送信する前にタイムスタンプを押す

押すタイミングの指定はない
(作成時でも、送信直前でもOK)

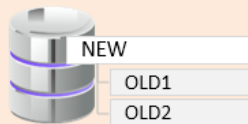


2号 受信後遅延なくタイムスタンプを押す

受領後は遅延なくタイムスタンプを押す
(施行規則8条-2)

7年間以上改ざんされていないことを証明するためのタイムスタンプ

3号 訂正・削除要件を満たすシステム

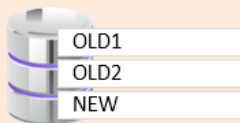


3号-イ 訂正・削除できて履歴が確認できる

訂正前・訂正後の内容が見られる

削除後にも、削除前の内容が見られる

自動的に記録される(履歴ファイルも可)



3号-ロ 訂正・削除できない

訂正・削除できない

7年間以上、訂正削除の記録が確認できる

4号 事務処理規程の備付け・運用



訂正・削除原則禁止

規程の備付け
規程に沿った運用

- 保存担当者の情報を記録する
- やむを得ない場合の手続きに関する事務処理規程を定める

① 自社のみ規程で防止

規程で、下記内容を具体的に定める

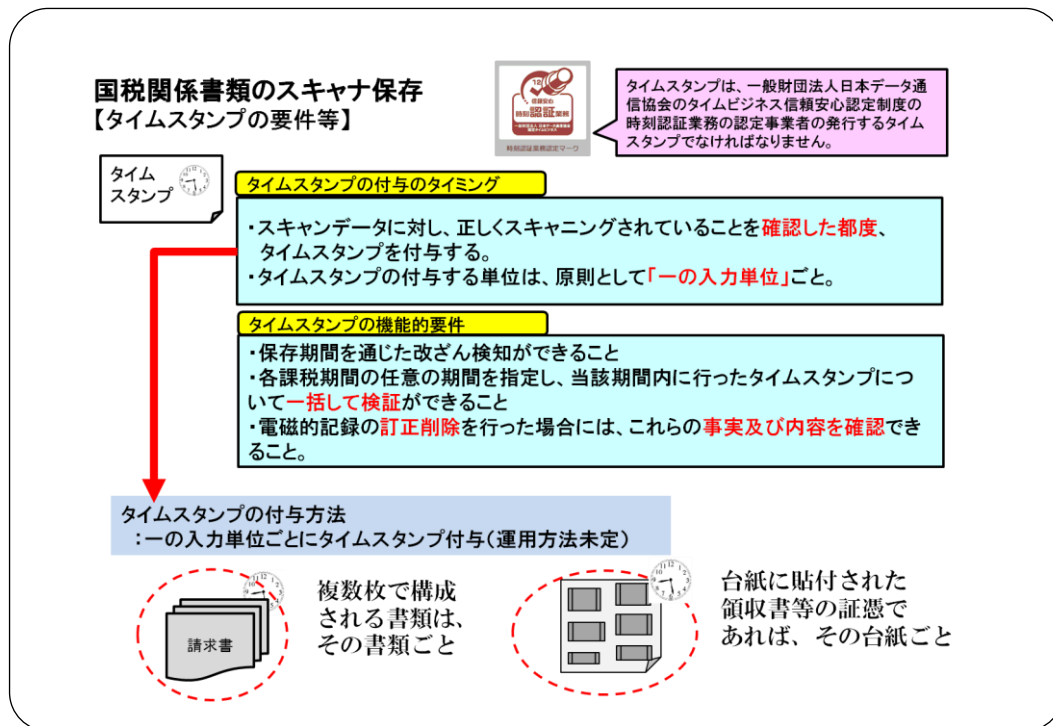
1. 訂正・削除を禁止する
2. やむを得ない場合の手続きを定める
 - 訂正・削除できる項目
 - 下記項目の記録・保存の方法
 - ・ 訂正・削除日
 - ・ 訂正・削除理由
 - ・ 訂正・削除担当者
3. データ管理責任者・処理責任者を定める

② 取引先との契約で防止

- ・取引先との電子取引開始前に訂正・削除に関する条項を契約に設定する
- ・電子取引の種類を問わないこと

7年間以上、訂正削除の記録が確認できる

施行規則 第 8 条第 1 項第 2 号に規定する、タイムスタンプについては、スキャナ保存同様の要件を満たす必要があります。電子取引のタイムスタンプの要件をまとめると下記ようになります。



（出典）

袖山喜久造 著「改正電子帳簿保存法 完全ガイド-平成 28 年度改正対応」税務研究会出版局 118・121 ページから抜粋

施行規則第 3 条第 5 項第 2 号ロにおいて、タイムスタンプの要件が規定されています。以下のように定められています。

施行規則 第 3 条第 5 項第 2 号

ロ 当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に、（当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類に特に速やかに）、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。第八条第一項第一号及び第二号において「タイムスタンプ」という。）を付すこと。

（１） 当該記録事項が変更されていないことについて、当該国税関係書類の保存期間（国税に関する法律の規定により国税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

（２） 課税期間（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第九号（定義）に規定する課税期間をいう。）中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

さらに取扱通達 4-25 から 4-27 ではスキャナ保存する際のタイムスタンプの付与方法について以下のように具体的に定められています。

取扱通達 法第 4 条

(タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保)

4-25 規則第 3 条第 5 項第 2 号ロ ((タイムスタンプ)) に規定する「タイムスタンプ」は、当該タイムスタンプを付した国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該タイムスタンプを検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないことに留意する。

(タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示)

4-26 規則第 3 条第 5 項第 2 号ロ(1) ((タイムスタンプ)) に規定する「その他の方法」とは、国税関係書類に係る電磁的記録に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にあることを当該国税関係書類の保存期間を通じて確認できる措置をいう。

(認定業務)

4-27 規則第 3 条第 5 項第 2 号ハ ((タイムスタンプ)) に規定する「一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務」とは、当該財団法人が認定する時刻認証業務をいう。

これらを電子取引の場合に限定し、要約すると下記のような内容になります。

タイムスタンプ



日本データ通信協会の時刻認証業務
認定事業者が発行するタイムスタンプ

- 取引情報授受後、遅滞なく付与
- 記録事項が変更されていない事を7年以上確認できる
- 任意の期間でタイムスタンプの一括検証が可能
- データ訂正・削除した場合、タイムスタンプの検証で訂正・削除を確認できる

(参考 3) 電子帳簿保存法 一問一答 【電子取引関係】

問 28 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプとはどのようなものでしょうか。

(6) 書面・COM に取引情報を保存

法令等の項目	項目・概要
施行規則第8条第2項・3項	書面・COM に取引情報を保存

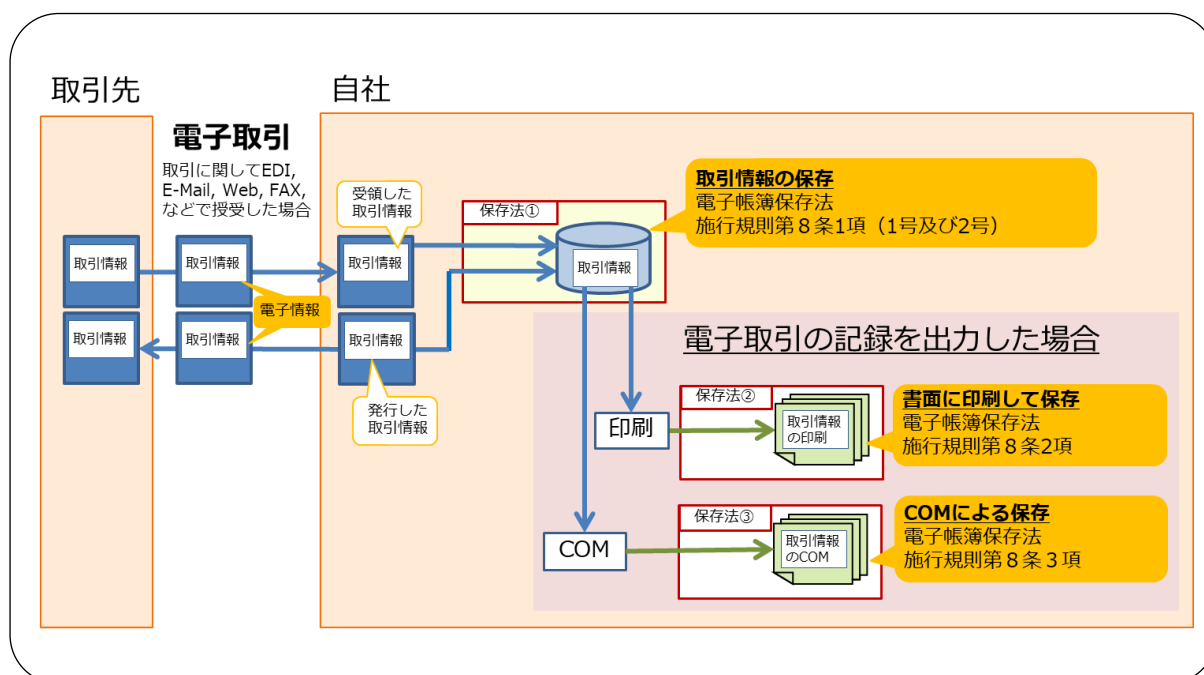
電子取引を書面もしくはCOMに電子取引の記録を出力した場合について、施行規則第8条第2項と第3項で下記のように定めています。

施行規則 第8条

2 項 法第十条ただし書の規定により同条ただし書の書面の保存をする保存義務者は、当該書面を、前項に規定する場所に、同項に規定する期間、整理して保存しなければならない。
この場合においては、当該書面は、整然とした形式及び明瞭な状態で出力しなければならない。

3 項 法第十条ただし書の規定により同条ただし書の電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする保存義務者は、当該電子計算機出力マイクロフィルムを、第一項に規定する場所に、同項に規定する期間、第四条第二項において準用する同条第一項第一号（同号ロに係る部分に限る。）から第四号までに掲げる要件に従って保存しなければならない。

電子取引の記録を出力した場合、下図の「書面に印刷して保存」もしくは「COM による保存」のいずれかの方法で保存する必要があります。



(7) 保存方法詳細 (保存すべき取引情報)

法令等の項目	分類	項目・概要
取扱通達 10-1	保存方法詳細	保存すべき取引情報

取引情報の保存要件の詳細は、取扱通達 第 4 章「法第 10 条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））関係」の「10-1 電磁的記録等により保存すべき取引情報」について具体的に定めています。

取扱通達 法第 10 条

10-1 法第 10 条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力されることを要するのであるから、暗号化されたものではなく、受信情報にあってはトランスレータによる変換後、送信情報にあっては変換前のもの等により保存することを要する。
- (2) 取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存することなく、確定情報のみを保存することとしている場合には、これを認める。
- (3) 取引情報に係る電磁的記録は、あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力されることを要する。
- (4) 見積りから決済までの取引情報を、取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集（取引情報の内容を変更することを除く。）をしたものを保存することとしている場合には、これを認める。

(注)いわゆる EDI 取引において、電磁的記録により保存すべき取引情報は、一般に「メッセージ」と称される見積書、注文書、納品書及び支払通知書等の書類に相当する単位ごとに、一般に「データ項目」と称される注文番号、注文年月日、注文総額、品名、数量、単価及び金額等の各書類の記載項目に相当する項目となることに留意する。

これらを電子取引の場合に限定し、要約すると下記のような内容になります。

保存方法

- ・暗号化されたデータでなく、受信情報ではトランスレータによる変換後、送信情報では変換前のデータを保存
- ・確定情報のみでもよい（訂正加除情報は保存しなくてもよい）
- ・単価等のマスター情報を含んで出力
- ・取引先ごと、商品ごとなどに表示するよう編集された情報を保存してもよい

- 送信前のデータが受信後トランスレータで処理されたシステムで読み取り可能なデータを保存
- 送付もしくは受信したデータが、暗号化されている場合保存するデータは復号化された物



事前に取り決めた単価などのマスタ情報は補完された状態で表示できるようにする事

取引年月日	商品コード	数量	金額
2018/01/05	ABC	100	10,000
2018/01/05	DEF	20	3,000
2018/01/05	GHI	5	1,000
2018/01/05	JKL	10	10,000
2018/01/05	MNO	1	1,200

取引年月日	商品コード	数量	金額
2018/01/05	ABC	100	10,000
2018/01/05	DEF	20	3,000
2018/01/05	GHI	5	1,000
2018/01/05	JKL	10	10,000
2018/01/05	MNO	1	1,200

商品コード	商品名	単価
ABC	XX消しゴム	100
DEF	Yペン	150
GHI	Zノート	200
JKL	Vケース	1,000
MNO	W定規	1,200

取引年月日	商品コード	商品名	単価	数量	金額
2018/01/05	ABC	XX消しゴム	100	100	10,000
2018/01/05	DEF	Yペン	150	20	3,000
2018/01/05	GHI	Zノート	200	5	1,000
2018/01/05	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2018/01/05	MNO	W定規	1,200	1	1,200

取引先ごとや商品ごとなど、合理的な理由により並べ替えた物でも可

日付順

取引年月日	取引先コード	得意先名	商品コード	商品名	単価	数量	金額
2018/01/06	A	あああ商事	ABC	XX消しゴム	100	100	10,000
2018/01/06	A	あああ商事	DEF	Yペン	150	20	3,000
2018/01/06	B	いいい商会	GHI	Zノート	200	5	1,000
2018/01/06	C	株式会社う	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2018/01/06	D	えええ商事	MNO	W定規	1,200	1	1,200
2018/01/07	A	あああ商事					
2018/01/08	B	いいい商会					
2018/01/08	C	株式会社う					
2018/01/09	D	えええ商事					
2018/01/10	A	あああ商事					
2018/01/14	A	あああ商事					
2018/01/27	B	いいい商会					
2018/01/27	C	株式会社う					
2018/01/31	B	いいい商会					
2018/01/31	C	株式会社う					

取引先・商品順

取引年月日	取引先コード	得意先名	商品コード	商品名	単価	数量	金額
2018/01/06	A	あああ商事	ABC	XX消しゴム	100	100	10,000
2018/01/06	A	あああ商事	ABC	XX消しゴム	100	100	10,000
2018/01/06	A	あああ商事	DEF	Yペン	150	20	3,000
2018/01/06	A	あああ商事	DEF	Yペン	150	20	3,000
2018/01/06	A	あああ商事	DEF	Yペン	150	20	3,000
2018/01/06	B	いいい商会	GHI	Zノート	200	5	1,000
2018/01/08	B	いいい商会	GHI	Zノート	200	5	1,000
2018/01/27	B	いいい商会	GHI	Zノート	200	5	1,000
2018/01/31	B	いいい商会	GHI	Zノート	200	5	1,000
2018/01/06	C	株式会社う	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2018/01/08	C	株式会社う	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2018/01/27	C	株式会社う	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2018/01/31	C	株式会社う	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2018/01/06	D	えええ商事	MNO	W定規	1,200	1	1,200
2018/01/09	D	えええ商事	MNO	W定規	1,200	1	1,200

- ・確定情報のみで可（確定データに至る前の訂正加除情報は保存しなくてもOK）

(参考3) 電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】

- 問3 当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存しておけば出力した書面の保存は必要ありませんか。
- 問4 電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）が該当するとのことですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。
- 問5 当社は、取引先からクラウドサービスを利用して請求書等を受領しておりますが、クラウドサービスを利用して受領した場合には、電子取引に該当しますか。
- 問6 いわゆるスマホアプリによる決済を行いました。この際にアプリ提供事業者から利用明細等を受領する行為は、電子取引に該当しますか。
- 問7 従業員が会社の経費等を立て替えた場合において、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領した行為は、会社としての電子取引に該当しますか。
- 問11 電磁的記録の書面への出力に当たっては、画面印刷(いわゆるハードコピー)による方法も認められますか。
- 問18 電子取引の取引データの保存について、当該電子データをそのまま保存する方法と電子データを出力した書面を保存する方法との混在は認められますか。
- 問21 当社は、取引先との間で、クラウドサービスを利用し請求書を受領しています。この場合において、取引先から確認のため電子メールでも請求書が送られてきましたが、同一の請求書を2つの電子取引により受領したときには、どちらの電子データを保存すればよいでしょうか。問4 電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）が該当するとのことですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。
- 問22 電子取引を行った場合において、取引情報をデータとして保存する場合、どのような保存方法が認められるでしょうか。
- 問23 当社はスキャナ保存の承認を受けており、スキャンした画像データを管理するための文書管理システムで保有しております。今回、電子取引により受領したPDFデータについても、この文書管理システムで管理することを検討していますが問題ありませんでしょうか。
- 問24 当社はクラウドサービスを利用して取引先とXML形式の請求書等データ（取引情報に関する文字の羅列）をクラウドサービス上で共有・保存していますが、このような方法は認められますか。

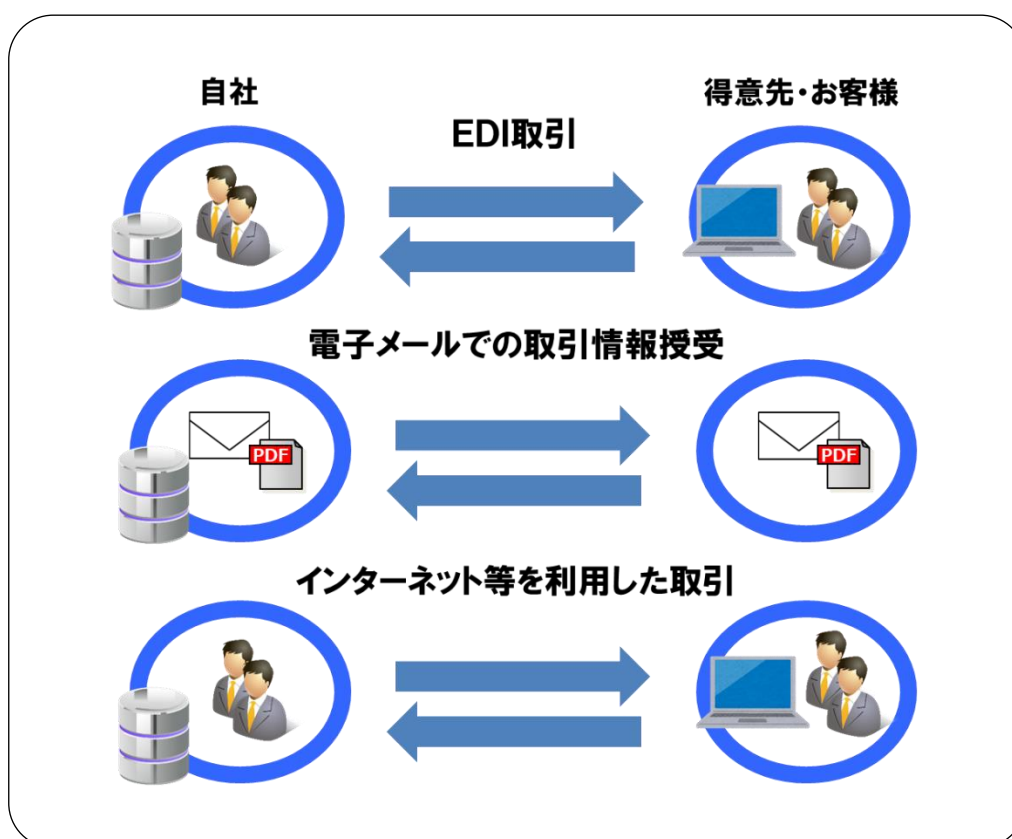
第5章.電子取引の種類と保存のポイント

インターネット等の普及により、従来からあった EDI やメールでの取引に加えて、請求書などをインターネット上のサイトを利用して配信するサービスや、商談の場で対面しながらタブレット等を利用した電子申込をする場合など様々な業務で「電子取引」が活用されてきています。クラウドサービスの形態も増えてきており、「電子取引」はどの業種・業態の企業でも身近なものとなってきています。

「電子取引」の増加に伴い、安全な取引を実現するために、様々なガイドラインが発行されています。例えば、経済産業省の「電子商取引及び情報財取引に関する準則」では、電子商取引について、民法をはじめとする現行法がどのように適用されるかの解釈を示し、取引当事者の予見可能性を高めて、取引の円滑化を目的としています。また、同じく経済産業省の「クラウドセキュリティガイドライン改訂版」では、必要なセキュリティやリスクの洗い出し、クラウド利用者のためのガイドラインが示されています。どのガイドラインでも、変化が速いインターネットを中心とした IT サービスの安全性や、法令を遵守して活用するにはどうしたらよいかということを解説しています。

当ガイドラインは、電子帳簿保存法に関する「電子取引」を解説しておりますが、第5章では、取引の種類やサービスも増えていく中で、どのような業務で「電子取引」が使われているか、それぞれの業務での保存のポイントや、最近の動向について触れることで、「電子取引」における取引情報の保存を正しく行い、コンプライアンスを遵守したうえで、電子取引が活用できることを目的としています。2020年6月に追加された電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】の内容も参考にしながら、解説をしていきます。

【電子取引の分類】



(1) 電子取引の分類

電子取引の範囲については、①EDI 取引、②電子メールによる取引情報の授受、③インターネット等による取引の大きく3つに分類できます。インターネットや技術の普及により、新しい業務やサービスが発生するため、今後も対象業務は増えていくと考えられますが、ここではこの3つの取引に区分します。

それぞれの取引での業務概要やシステム例は下記の通りです。各分類について、次項でポイントや最近の動向などを解説していきます。

【電子取引 分類別一覧】

分類	概要	対象業務例	取引	システム・サービス例
EDI 取引	異なる組織間で、取引のためのメッセージを、通信回線を介して標準的な規約を用いて、コンピューター間で交換する取引（※1）	・調達や購買に関する 見積～発注～納品～検収～ 請求～支払の一連業務	B to B	・EDI システム ・WEB-EDI システム ・サプライチェーンマネジメントシステム
		・金融機関との取引業務 （入金・振込・取引情報） （電子領収書※2）	B to B	・ネットバンキングシステム ・全銀 EDI システム ・API を利用したシステム連携 ・Fintech サービス
電子メールによる 取引情報の授受	電子メールを利用した各種取引	・調達や購買に関する 見積～発注～納品～検収～ 請求～支払の一連業務 ・契約やその他取引	B to B B to C	・メールソフト ・ファイル転送サービス
インターネット等 による取引	インターネット等を利用した 各種取引	・経費の立替精算業務 （精算書の電子化）	社内	・経費精算システム
		・契約業務	B to B	・電子契約
		・請求書配信業務	B to B	・請求書 WEB 配信システム
		・レシートの電子化 （電子レシート※3）	B to B B to C	・電子レシートアプリ
	インターネット上のサイトを利用 した各種取引	・物品等の購入 （経費・仕入）	B to B B to C	・EC サイト （WEB サイト・スマホアプリ）
		・鉄道/航空・宿泊代の支払 （出張・移動の交通費等）		
		・EC サイトを利用した販売 （ネット販売）		
	その他	・FAX（※4） （電話回線・インターネット）	B to B B to C	・FAX サーバ ・FAX ソフト
		・タブレットによる電子申込		・電子申込システム

※1 通商産業省（現 経済産業省）の「電子計算機相互運用環境整備委員会（1989 年度）」における定義。

※2 全銀 EDI システム（2018 年 12 月稼働予定）より、次期企画として検討されています。

※3 2018 年 2 月に、経済産業省主導のもと電子レシートの実証実験が行われています。

※4 紙に出力せず、電子画像で保存する場合を指します。

(2) EDI 取引

取引の概要

EDI 取引とは、通商産業省（現：経済産業省）の「電子計算機相互運用環境整備委員会（1998 年）」では、「異なる組織間で、取引のためのメッセージを、通信回線を介して標準的な規約を用いて、コンピューター間で交換すること」と定義しています。一般的には、EDI は、複数の企業間における取引を行うことから、取引企業間での交換データの形式の統一や機密保持が必要となり、一定のデータ形式で標準化されています。EDI は、WEB－EDI や XML－EDI などの方式の登場により、インターネットを利用した形式も増えてきています。

また、金融業界における EDI も、従来のインターネットバンキングから変化しつつあります。日本政府が発表した未来投資戦略 2017 にも提言されている通り、企業のバックオフィス業務効率化・生産性をより向上させることを目的として、振り込みデータにも様々な取引情報が付与できるよう変更される予定です。このような動きは、「金融 EDI の活用」と言われ、官民一体となり推進されています。

（次ページ・コラム「金融業界における電子取引の活用」参照）

EDI 取引では、最初を送受信したデータ項目の訂正又は加除のデータも順次やり取りされていますが、これらのデータは作成過程のデータと考えられており、最終的にやり取りしたものが確定データとなることから、作成過程の訂正又は加除のデータを個々に保存することなく、確定データのみ保存することも認められます。

■ 保存のポイント

（取扱通達 第 4 章 電子取引 法第 10 条 10－1 電磁的記録等により保存すべき取引情報 より）

- ・暗号化されたデータでなく、受信情報ではトランスレータによる変換後、送信情報では変換前のデータを保存する必要がある。
- ・発注の確定情報のみでもよい。（訂正加除情報は保存しなくてもよい）
- ・単価等のマスター情報を含んでデータ保存が必要である。
- ・取引単位、商品単位で表示するよう編集された情報の形式で保存してもよい。

【コラム】金融業界における電子取引の活用 1（金融 EDI）

金融業界における E D I（金融 E D I）は、銀行等の金融機関が企業間の資金決済の効率化を支援するための E D I システムであり、インターネットバンキングがそれにあたります。企業におけるメリットとしては、銀行等の窓口に行くことなく自社の業務端末から振込を行えること、銀行等の業務時間外である土日祝日や夜間早朝でも振込が行えること、及び入出金の事実を業務端末で確認できることが挙げられます。また、金融機関側においても、顧客の来店機会が減ることから、口座の維持管理コスト削減というメリットがあります。このようなことから、金融 E D I は、他の E D I システムと比較して早い段階から利用されてきました。

ただし、振込業務における効率化は図れましたが、受取企業における売掛金の入金消込業務に課題がありました。支払企業が締日時点の買掛金等の支払を一括して行う関係上、受取企業は支払企業に対する売掛金等の消込が必要です。ただし、受取企業で管理している売掛金の明細情報に対し入金明細から取得できる情報が不足しており、多くの企業では、どの売掛金が未入金なのかを検証する作業に負担を抱えていました。これは、金融 E D I が比較的早い段階から利用されてきたこともあり、振込電文に 20 桁の固定長形式が採用されていたことが原因です。

このようなことを踏まえ、一般社団法人全国銀行協会では、振込電文をこれまでの固定長形式から XML 形式に移行し E D I 情報を拡張した Z E D I（全銀 E D I システム）の稼働を、2018 年 12 月 25 日から開始しました。この XML 形式の E D I 情報には、支払通知書や請求書番号など、商取引に関する情報（商流情報）を添付可能です。受取企業は、請求書など商流情報と結びついた入金情報を取得できるため、消込作業の効率化等につながります。一方、支払企業においても、受取企業からの支払に関する問合せ削減につながるため、照会対応事務を軽減できます。

＜参考情報＞ 全銀 EDI システム（一般社団法人 全国銀行協会 HP）

<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-j/9690/>

※XML 形式とは

構造化されたデータを交換するための言語です。上記の場合、従来の EDI 情報欄は、固定長形式の 20 桁となっていたため、情報が 20 桁までしか送れませんでした。EDI 情報欄が XML 形式になることで、たとえば、＜支払通知番号＞1234・・・、＜支払通知発行日＞〇〇年〇〇月・・・のように、タグ（＜△△△△＞の部分）を追加することで、様々な商取引情報をデータとして付与することが出来るようになります。

【コラム】金融業界における電子取引の活用 2（オープン API）

金融における電子取引というと、「オープン API」という言葉も多く使われるようになってきています。銀行などの金融機関と外部の事業者との間の安全なデータ連携を可能にする取り組みで、OS やソフトウェアが提供する機能を外部のアプリケーションから利用できる仕組みを指します。

オープン API は、2017 年 5 月 26 日に成立した「銀行法等の一部を改正する法律」（改正銀行法）により、大きく進み始めています。その背景としては、EU で 2015 年 11 月に成立した「PSD（Payment Services Directive）2」（決済サービス指令）※1 があると言われています。EU では、2018 年より銀行によるオープン API が事実上義務づけられました。世界的な流れを受けて、日本でも、推進が始まっているところです。

技術的な説明は割愛しますが、オープン API の環境が法的な面や、仕様面で整うことで、銀行と外部事業者間がデータを活用できる環境が整います。それにより、口座情報の照会や、決済サービスが様々なソフト・サービスから連携できるようになります。

一方で、EU では銀行と外部事業者間で安全にデータを受け渡しするための技術標準※2 が制定され、

- ・決済サービスに対して、セキュアな認証方式としての適格証明書（組織証明書 又 Web 証明書）の利用
- ・すべての支払い取引に係るセッションログヘタイムスタンプを適用
- ・強固な利用者認証（記憶、所有デバイス、生体認証から 2 要素以上の認証）

などが定められています。

2018 年 8 月現在、日本では、改正銀行法に従って、大手都市銀行を中心に、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針がそれぞれの銀行の HP に掲載されています。また、オープン API の提携先事業者一覧も掲載されており、家計簿ソフトとの連動や個人資産管理アプリとの連携が主となっています。開発者向けの API ポータルサイトを開設している金融機関もあり、今後、速い速度でいろいろなサービスが提供されていくことが予想されます。

このような取り組み全体は、フィンテック（Fintech：金融を意味する Finance と技術を意味する Technology の造語）の一部として位置づけることができ、情報の電子化は、金融業界内だけではなく、その他の業界の連携・活用に移ってきています。

※1 DIRECTIVE (EU) 2015/2366 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 November 2015 “on payment services in the internal market, amending Directives 2002/65/EC, 2009/110/EC and 2013/36/EU and Regulation (EU) No 1093/2010, and repealing Directive 2007/64/EC”

※2 COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2018/389 of 27 November 2017 “supplementing Directive (EU) 2015/2366 of the European Parliament and of the Council with regard to regulatory technical standards for strong customer authentication and common and secure open standards of communication”

（３）電子メールにより取引情報を授受する取引

① 取引の概要

インターネットが普及している現在は、ほとんどの取引の場面で電子メールが利用されています。電子帳簿保存法では、取引先と電子メールで取引情報の授受を行った場合には、添付されているファイルも含めて保存することとしています。

この場合は社外との取引情報の授受のみが該当しますので、社内における業務連絡等についての保存義務はありません。実際には、社外メールアドレスが送受信先であればすべてのメールを保存することとなると思われます。

一方で、内部統制やガバナンスの観点から考えると、必ずしも社外とだけのメール保存に限定せず、社内のメールについても保存や正しい運用管理を検討することが必要です。企業運営していく中では、社内秩序維持や訴訟が発生した場合の対策や退職者の不正及び部外秘機密情報や個人情報の漏洩などリスクの一つとして考えられます。2018年8月27日に一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が公表した「（平成 29 年度）個人情報の取扱いにおける事故報告にみる傾向と注意点」では、個人情報の漏洩事故の原因は、「メール誤送信」（26.5％）の割合が最も多くなっています。このように、電子取引の法令遵守だけの観点にとらわれず、企業運営・業務記録の保存として総合的に判断することが重要です。情報漏洩や内部統制の観点からの電子メールの運用管理については、当ガイドライン（参考 2）②関連ガイドラインに記載のある JIIMA 発行「電子メールの運用管理と保存」も合わせて参照してください。

電子メールの保存方法については、メールシステムの運用方法により異なると思われますが、メールサーバ又はスタンドアロンパソコンを使用している場合、いずれも法定保存年数の期間中、対象のメールをメールサーバやハードディスクで保存することになりますが、これは、現実的ではありません。たいいてい場合は、メールアーカイブソフトなどを使用して別の記憶媒体に保存することが一般的です。電子帳簿保存法第 10 条では、書面に出力すればデータの保存は必要ないと規定されていますが、メールデータのうち部分的に紙に出力して保存することは認められていません。メールデータは紙出力またはデータ保存のどちらかを選択して保管する必要があります。

電子メールで取引情報をやり取りすることが一般的となった結果、保存されるべき国税関係書類が正しく保存されていないことが散見されるようになりました。税務調査においては、あるべき国税関係書類がない場合や、交渉記録等がなく取引の状況が不明確な場合などには、こうした電子メールを調査対象とすることも多くなっていますので、電子帳簿保存法の規定どおり正しく保存することが必要です。

（参考 3）電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】

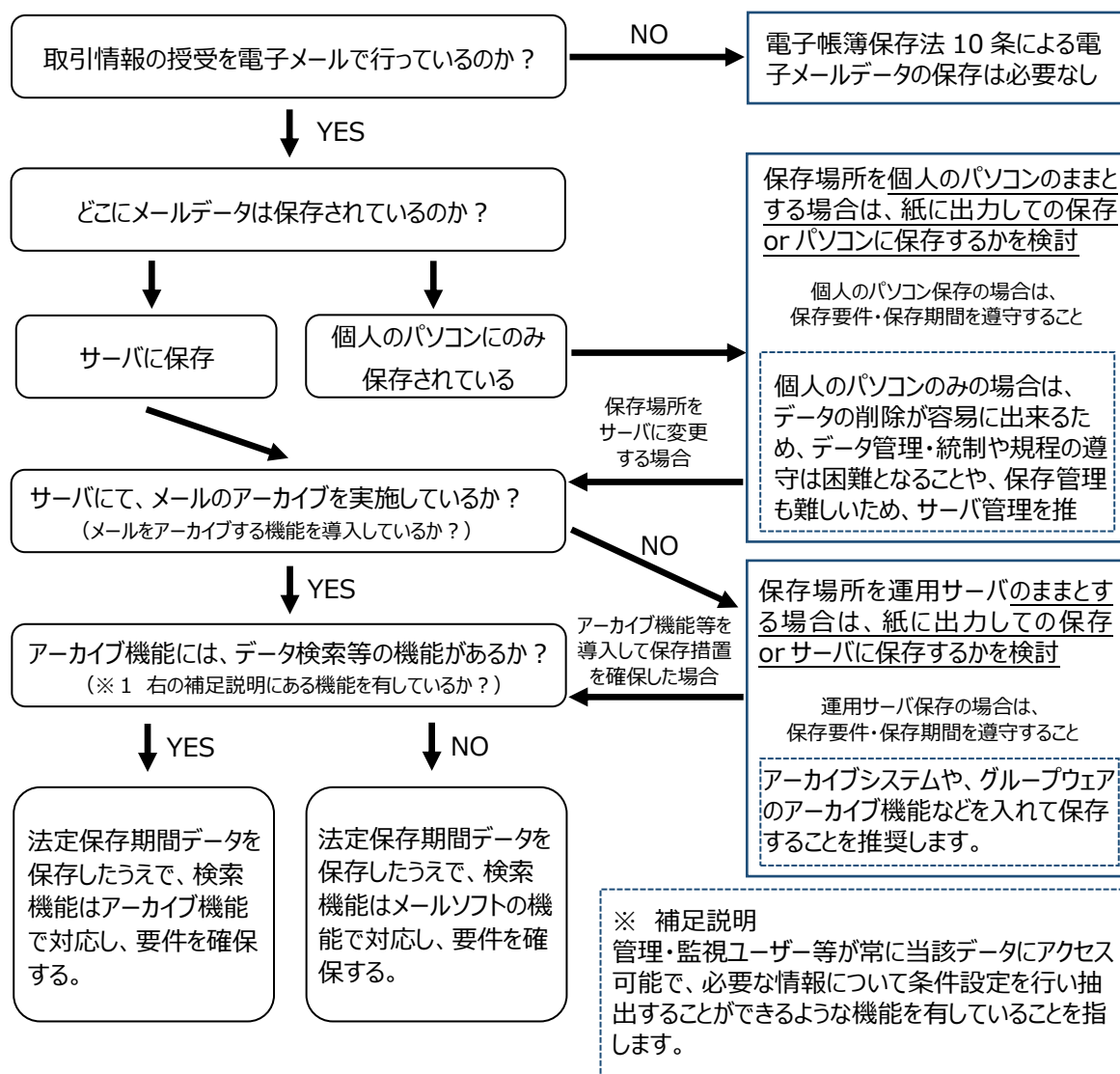
問 4 電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）が該当するとのことですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。

問 21 当社は、取引先との間で、クラウドサービスを利用し請求書を受領しています。この場合において、取引先から確認のため電子メールでも請求書が送られてきましたが、同一の請求書を 2 つの電子取引により受領したときには、どちらの電子データを保存すればよいでしょうか。

問 22 電子取引を行った場合において、取引情報をデータとして保存する場合、どのような保存方法が認められるでしょうか。

② 保存方法の選択チャート図

メールでの保存方法を選択される場合、保存をする場所や方式について検討が必要となります。下記のチャート図を使って、自社の保存方法が現在どうなっているか、もしくは、どの方式で保存するのが最適かの検討にご利用ください。



■ アーカイブシステム・アーカイブ機能とは

アーカイブとは、残しておくべきデータを、用意した保存領域に安全に保存することを意味します。一方、バックアップとは、障害が発生した際に素早く復旧させることを目的としてデータを保存することであり、両者の意味合いは異なります。アーカイブは、専用のシステムやグループウェア・メールソフト・クラウドメールサービスに機能を有しているものがあり様々ですが、添付ファイルも含めて、対象としているメールが漏れなく保存できることが必要です。機能の中には、個人で設定できるものがありますが、取捨選択ができてしまい、恣意性が働くため、要件を確保しているとはいえません。

■ 保存するサーバの場所について（クラウドサービス等の場合）

保存するサーバが自社管理ではなく、クラウドサービス等、他社管理の場合があります。その場合は、閲覧できる権限を確認することが必要です。補足説明にあるように、管理・監視ユーザーが常に当該データにアクセス可能な閲覧権限機能が必要です。

③ その他の保存のポイント

メールでの保存は、②に記載した通り、保存する場所や方式について注意が必要です。以下には、その他のポイントなる点を記載します。電子取引の保存要件詳細は、第 4 章の記載をご参照ください。

■ 個人で利用しているメールを使用した場合

個人で利用しているメールを、会社での取引に利用している場合、会社の管理が難しいため、原則としては、紙で保管することが望ましいと考えられます。アーカイブソフトで連携して漏れなく保存が出来るようにすることや、事務処理規程にて、「個人で利用しているメールの場合は、訂正削除することなく、データを保存すること」と定め、保存されたデータを管理・監視ユーザーが見ることができるようすることで要件を確保することができます。

■ 無料のメールサービスを使用する場合

無料で利用できるメールについては、保存期間が担保されていなく、提供事業者の都合により削除される場合がありますので、利用するサービスの規約を確認してください。

■ 保存の媒体

保存については、サーバや DVD 等の外部記録媒体を利用することができ、過年度データについても、速やかに閲覧用サーバ等に戻すことが出来るのであれば問題ありません。

■ メールデータの圧縮保存

メールデータを圧縮して保存することについても、解凍後、速やかに閲覧用サーバ等に戻すことが出来れば問題ありません。

■ 重複メールの排除機能

宛先の CC を利用した受発信の場合には、メールデータにも重複メールが発生し、総データ量が大きくなります。アーカイブシステム・機能には重複メールを排除する機能をもつソフトもあり、データ量の圧縮や検索・抽出作業の迅速化も図れます。

■ 訂正・削除履歴

保存すべき取引情報授受メールの訂正や削除は原則禁止とすることを推奨します。

■ 検索機能

送受信年月日や送受信メールアドレスにて検索できる必要があります。日付は範囲指定での検索や、2 以上の任意の記録項目の組み合わせで検索が出来ることも必要です。また、件名や本文内の言葉をあいまい検索できることが求められます。

■ 添付ファイルの保存

電子メールに添付されている添付ファイルも含めて保存する必要があります。なお、添付ファイルにパスワードが掛かっている場合は、そのパスワードが書かれている電子メールも併せて保存することが重要です。

【コラム】個人情報保護法による利用目的及び第三者提供の制限と例外規定

国税当局が税務調査等で、企業のメールについて提供を求める場合があります。個人情報が含まれているメールについても、下記の法令に従って実施されるものであり、国税当局へのメールの提供は例外的に認められています。したがって、個人情報が含まれていることを理由に提供を拒否することは出来ないことに留意してください。

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（４）インターネット等による取引

① 取引の概要

インターネット等による取引は、インターネットの普及により、様々なサービスが生まれ、非常に幅が広がっています。一般的な取引としては、自社の HP 等で受発注を行う取引、取引情報の授受をインターネット上で行うことなどがあげられます。

また、ASP 事業者が提供しているクラウドサービスを利用した取引も増えています。例えば、EC サイトのクラウドサービス上に、自社の EC サイトを開業するなどが代表的な例です。自社で EC サイトを利用した販売をしていなくても、会社の経費や仕入れとして、物品を EC サイトから購入することや、社員が出張時に、鉄道や宿泊サイトの予約・決済は、どこの会社でも行っており、様々な場面で電子取引が利用されていることが分かります。

電子取引の中には、企業間の業務効率化を目的として、電子契約や請求書をインターネット上のサイトで授受するサービスがあります。それぞれ紙の保管コスト削減や、郵送料の削減、処理スピードの向上など、会社のバックオフィス業務効率化に繋がるサービスです。電子契約についていえば、印紙税が不要となるメリットもあります。

また、インターネット取引というと、「非対面性」、「非書面性」が特徴だと一般的には考えられますが、対面でタブレット等を利用して電子申込や契約を行うケースや、最近では特にスマホアプリを利用した電子決済も多くなってきました。このように、対面での電子データ授受も増えており、活用範囲はますます広がっています。そのほか、電子取引の中には、企業間や個人との取引だけではなく、社員が立て替えた経費や旅費の精算データも電子取引の範囲として考えられます。FAX についても、紙で保存するのではなく、電子画像で保存をする場合には、電子取引の範囲となります。このように幅広い業務がありますが、当章では、以下の業務についてポイントを解説していきます。

② 業務分類ごとのポイントと解説

i) 電子契約

電子取引を行った際の取引情報は、真正性を担保して保存することが前提となります。このため、第 4 章で説明した電子帳簿保存法施行規則第 8 条第 1 項では、同項 1 号で「取引情報の授受後遅滞なく、タイムスタンプを付す」か、4 号で「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、運用を行うこと」が求められています。

そして、令和 2 年の電子帳簿保存法施行規則の改正で第 8 条 1 項の要件に以下が追加されました。

- (1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、その取引情報の授受を行うこと（規則 8 条 1 項 1 号）。
- (2) 次の要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して、その取引情報の授受及びその電磁的記録の保存を行うこと（規則 8 条 1 項 3 号）。
 - イ その電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
 - ロ その電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

一方、近年の電子取引では当事者の電子署名とタイムスタンプが付された「電子契約書」や、発行者の電子署名とタイムスタンプが付された「電子請求書」などが増大しています。

このような電子取引情報においては、授受の前に電子署名やタイムスタンプが付されており、すでに作成責任や非改ざん性が担保され真正性が確保されたものとなっています。

このような仕組みの場合、上記改正により 8 条 1 項 1 号の要件を満たしたものになると考えられます。

また、この数年で電子契約を取り扱うサービスには様々なタイプが増えてきており、契約の意思表示の記録をシステムログで行い、サービス事業者の電子署名を付すシステムログタイプ（立会人型電子契約）や、手書きのサインを行うことで契約の意思表示を行う電子サインタイプ、上記でも記載をした契約当事者に対して発行した電子証明書を用いて当事者が電子署名を行う電子署名タイプ（当事者型の電子署名）などのサービスが、広く電子契約で利用されています。

様々な電子契約サービスの特長について JIIMA では以下のドキュメントを公開しております。

・電子契約活用ガイドライン Ver.1.0（2019 年 5 月）＜PDF＞

https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/policy/denshikeiyaku_guideline_20190619.pdf

・『5 分でわかる電子契約』電子契約活用ガイドライン小冊子（2020 年 6 月）＜PDF＞

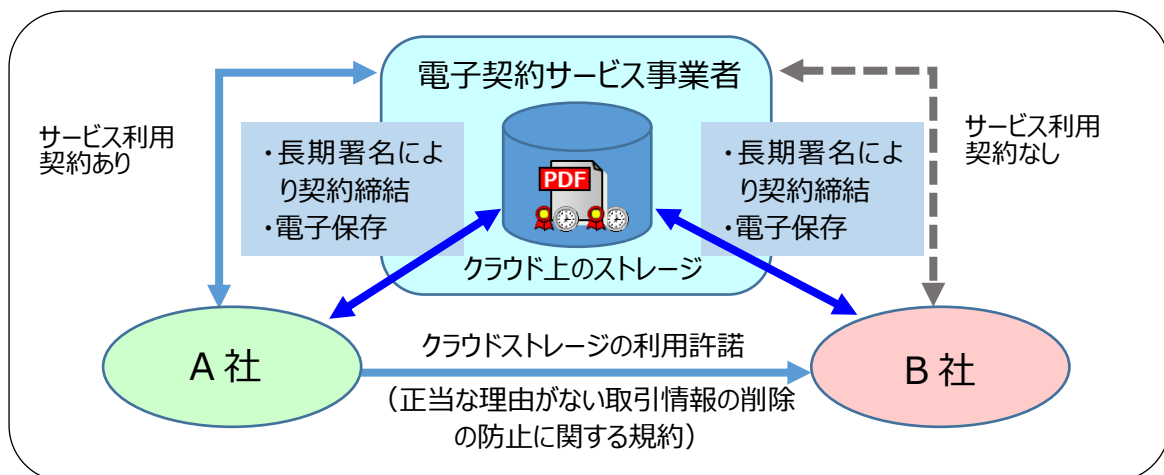
<https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/pdf/gohundewakarudensikeiyaku.pdf>

また、電子契約サービスによっては、クラウド上の同サービスのストレージ内に電子契約書を電子保存する機能を提供している場合があります。その様な場合は、同サービスが電子帳簿保存法施行規則第8条の要件を満たしている場合はクラウド上で電子保存しても差し支えありません。

クラウド上の電子契約サービスで電子保存を行う場合は、電子契約サービス事業者と直接利用契約を結んでいるA社と、A社の取引先で電子契約の相手方B社が電子契約サービス事業者と直接利用契約を結ばない形態が想定されます。その場合、B社はA社から、クラウド上のストレージ内にB社が利用可能な領域を割り振られ、A社とB社間で正当な理由がない取引情報の削除の防止に関する規約があればB社もクラウド上で電子保存しても差し支えないと考えられます。またB社がA社と取引関係が終了し、クラウド上のストレージの利用権限が停止する場合にはB社はクラウド上の電子取引情報をダウンロードし、別途電子保存を行うか書面に印刷して紙保存するなどを検討する必要があります。

利用されるサービスにより、タイムスタンプの利用の有無などが異なってまいりますので、サービスをご利用になる前に、サービスの仕様を確認し電子帳簿保存法の要件をサービスとして満たせるものになっているのか、サービスだけでは満たさない場合はどのような追加対応が必要となるのかを確認されることが大切です。

【電子契約のイメージ】（当事者型の電子署名による電子契約のイメージ）



ii) 経費の立替精算業務

＜精算書の電子化＞

社内の旅費や経費の立替精算について、経費精算システムを利用している企業も多くなってきています。通常は、紙の精算書に訪問時に利用した交通区間・金額や購入した物品・金額を記入して、自分が立て替えた費用を会社に請求します。Excel の精算書テンプレートに入力して、紙に印刷して申請すること多いと考えられます。一方、経費精算システムを導入している会社では、システム上の精算画面に入力をします。そして、システムに入力された交通区間・金額等のデータを上司が決裁し、経理が処理に利用します。このデータを精算書データと呼びます。経費精算システムで入力した精算書を紙で保存するのではなく、精算書データとして保存する場合には、会社と従業員といった雇用契約に基づく雇用者と被雇用者間の取引情報の授受として、電子取引の範囲だと考えられます。そのため、電子取引の要件を確保することで、精算書を紙ではなく電子データとして保存出来ます。

また、上記と混同しやすいのですが、経費精算の際に保存する紙の領収書を電子化したい場合については、電子帳簿保存法 第 4 条第 3 項に規定されているスキャナ保存制度を活用することになります。

＜領収書等の電子化＞

紙の精算書で運用しているケースや経費精算システムを導入し申請・決裁手続きを含めてシステム化しているケースのいずれのケースにおいても、紙の精算書や精算書データには、証憑として領収書を添付します。

この領収書を従業員が電子メールやクラウドサービス等により電子データで受領している場合は、電子取引に該当します。これは、従業員が立替払いした費用は、原則、会社の費用として計上されるべきものであり、従業員が受領した領収書データそのものが証憑となるためです。ただし、この領収書データを電子データのまま保存する場合は、所定の要件を満たす必要があります。

一方、この領収書を紙で受領している場合は、経費精算システムの導入有無にかかわらず、電子取引には該当しません。この領収書を電子データとして保存する場合は、電子帳簿保存法第 4 条第 3 項に規定されているスキャナ保存制度を活用することになります。

【コラム】領収書・請求書等のスキャナ保存制度について

電子帳簿保存法 第 4 条第 3 項に規定されているスキャナ保存制度とは、決算関係書類などを除いた国税関係書類をスキャナで読み取り電子化して保存することが出来る制度です。この制度を利用することで、紙で受領した領収書や請求書などをスキャナで読み取り、電子化することができ、業務の効率化や紙書類の保管コストを低減するなどのメリットがあります。

平成 27・28 年に要件が改正され、実印相当の電子署名が必須でなくなり、スマートフォンのカメラで読み取ることが出来るなど運用面も改善されました。現在は、利用される企業も増えてきています。注意が必要な点として、スキャナ保存制度で求められる要件（可視性や真実性）を確保する必要があります。要件はシステム上の機能要件と運用で定める要件がありますので、利用にあたっては、各企業の体制や運用方法を検討して要件を確保する必要があります。

また利用する場合には、税務署への申請が必要となりますので、対象とする書類や利用するシステム・事務処理規程を事前に定めて、申請書を提出します。

詳しい要件は、下記の参考を確認し、要件を正しく確保して活用してください。

（参考 2）①参考文献

「詳説 電子帳簿保存法 実務のポイント」

「e-文書法 電子化早わかり」

iii) FAX 電子画像の保存

FAX を利用した業務についても、電子取引に該当すると考えられます。FAX（ファクシミリ）は、電波法施行規則では、「電波を利用して、永久的な形に受信するために静止画像を送り、または受けるための通信設備」と定義されています。企業や商店で、電話による言い間違いなどを防ぐために、見積書や注文書などを FAX でやりとりするなどに使われてきました。従来は、公衆交換電話網を利用し、FAX 専用機器で送受信することが多かったですが、パソコンやインターネットの普及により、IP 電話・LAN・インターネットなどの電話交換機を介さない IP 通信網を利用したインターネット FAX も利用が増えています。それに伴い、紙で利用することが多かった FAX も受信した電子画像を電子データとして、保存するケースが多くなっていると考えられます。

FAX 等による取引情報の授受については、取扱通達の例示には、特に記載がされていませんが、上記のように授受した電子画像を紙に印刷することなく保存する場合には、電子取引に該当します。

（参考 3）電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】

問 3 当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存しておけば出力した書面等の保存は必要ありませんか。

iv) 電子レシート

【コラム】電子レシートの実証実験

レシートについても、電子化の流れが進んでいます。経済産業省では、平成 30 年 2 月 13 日～28 日に町田市内の飲食店・コンビニ・スーパー・ドラッグストア等 計 27 店舗で電子レシートの実証実験を行いました。実験に参加する消費者は、実験用のアプリを自身のスマートフォンにインストールし、実験店舗で買い物を行い、電子レシートを受け取ります。このアプリでは、電子レシートデータを取り込み、家計簿や健康管理のアプリに適用することができます。また、個人データの一部を隠す（マスク処理）することも出来ます。

この実験を通して、電子レシートの標準仕様と、当該電子レシートデータをアプリケーションと連携するインターフェース（API）の有効性を検証するとともに、マスク処理されてデータプールに蓄積されたデータの活用方法を検討することが目的とされています。当実験では、個人が自分の購買履歴を統合的に管理し、有効に利用できるということが大きなメリットとなっていますが、会社の経費を立て替えた場合などにも、今後活用できる可能性があり、将来的には、会社の業務でも、電子レシートを取り扱うことが考えられます。

経済産業省 HP 電子レシート検証実験

<http://www.meti.go.jp/press/2017/01/20180131004/20180131004.html>

経済産業省 HP 電子レシート検証実験結果

<http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180629001/20180629001.html>

v) 消費税の仕入税額控除制度における 適格請求書等のデータ保存

【コラム】 消費税の仕入税額控除制度における 適格請求書等のデータ保存

消費税の仕入税額 控除制度において、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が、2023 年 10 月 1 日から導入されます。適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。この「適格請求書」等の保存が、仕入税額控除の要件となります。

2018 年 6 月に国税庁消費税軽減税率制度対応室が発行した Q&A※によると、問 20 では、適格請求書発行事業者がインターネットを通じて提供した電子データを適格請求書として一定の要件を満たした状態で電磁的に保存することができる旨の記載があります。問 47（問 20 関連の具体的な保存要件）では、適格請求書発行事業者は、提供した電磁的記録を、「電磁的記録のまま」又は、「紙に印刷して保存することとし」、その保存の要件として、電子取引の保存要件である電子帳簿保存法 施行規則第 3 条第 1 項第 3 号イ、第 3 条第 1 項第 4 号、第 3 条第 1 項第 5 号（第 3 条第 5 項第 7 号）、第 8 条第 1 項第 1 号及び 2 号が記載されています。電子取引と同様の保存方法・保存要件で、新消費税法及び電子帳簿保存法に基づき保存をすることとなります。また、問 56 の通り、取引先から、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録の提供を受ける場合についても、問 47 と同様に新消費税法に基づく保存義務と電子取引と同様の保存要件が求められます。

問 46 では、自己の業務システムで作成した適格請求書の写しとして、データ保存することについても記載があります。こちらは、電子帳簿保存法 第 4 条第 2 項の国税関係書類のデータ保存の該当となります。（電子帳簿保存法 第 4 条第 2 項については、当ガイドライン 第 3 章 電子帳簿保存法の概要を参照してください。）

このように、適格請求書等の保存に関しても、電子帳簿保存法が関わり、企業や組織の活動の様々な場面で電子取引が関わっていることが分かります。なお注意事項としては、消費税法での適格請求書等保存方式（インボイス制度）は 2023 年 10 月 1 日から導入となりますが、所得税法・法人税法では、電子レシートを電磁的記録として保存する場合、電子帳簿保存法第 10 条の電子取引に該当し、現時点で保存義務がある点に注意が必要です。

※ 国税庁 HP

消費税の仕入税額控除制度における 適格請求書等保存方式に関する Q & A

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018005-136.pdf>

第6章. 取引に用いる電子データの信頼性担保

(1) 電子データの信頼性担保が求められる背景

電子取引の普及が進むにつれて、多くの様々な電子データが社内外を行き来することになります。当事者同士が非対面の状況下で安心して安全に取引を行う為に、取引に用いる電子データがなりすましや改ざんによる不正なものでない信頼できる電子データであることを担保する仕組みの必要性が認識されつつあります。

電子データの信頼性(トラスト)を担保する仕組みに関し、民間事業者による取組みは既に日本においても開始されてきましたが、本格的な普及や認知に向けて、政府が一定程度関与する形での関連する法制度やユースケースに基づくルールの整備、利活用の為のガイドライン策定が求められています。

一方海外の動向を見ると、EU においては「デジタル単一市場」構築による経済活性化を目指し法的裏付けを携えた全 EU 加盟国に適用される共通の制度「eIDAS 規則」が、2014 年に成立し、2016 年から施行されています。eIDAS 規則においては、デジタル社会においてもリアル社会と同等の信頼性を担保するための具体的な仕組みをトラストサービスとして複数規定しており、電子データの信頼性担保に関わる仕組みも含まれています。

また、商取引にフォーカスした国際的な取り組みとしては 1966 年に国連の常設機関として設立された UNCITRAL (国際連合国際商取引法委員会：United Nations Commission on International Trade Law)が挙げられます。UNCITRAL は、批准国において強制力を持つ「条約」、採用国において強制力は持たないものの各国が国内法を制定する際の立法モデルとなる「条文」の形をとり国際的な調和したルール作りを目指す「モデル法」、条文の形はとらないものの国際的に調和したルールを作る為の論点を整理した「ガイドライン」の策定を通じて国際間の商取引に関する法的なルールの調和に努めています。UNCITRAL の作業部会の一つである電子商取引部会において、トラストサービスを含む「MLETR：電子的に転送可能記録のモデル法」が提案され 2017 年に採択されています。現在、一般的で柔軟性のあるガイダンスとして「Provisions on the Use and Cross-border Recognition of IdM and Trust Services」の提供を議論、検討しています。

日本政府が提唱する未来社会の姿として「Society5.0」が打ち出されています。Society5.0 とは、IoT (Internet of Things) や AI (人工知能)、ロボットのような先端技術を産業や社会生活に取り入れ、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を目指す取り組み(内閣府/科学技術政策 Society 5.0 より引用)で、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を目指すものです。日本政府は Society5.0 のグローバルなレベルでの実現を目指し 2019 年 1 月に開催された世界経済フォーラム(ダボス会議)に於いて「DFFT (Data Free Flow with Trust : 信頼性ある自由なデータ流通)」の概念を提唱しました。政府の IT 政策大綱に

は、DFFT のポイントとして、「自由で開かれたデータ流通」及び「データの安全・安心」の記載があり、データの安全・安心を支える「トラスト」が強く意識されています。

今後デジタル社会では、データの重要性が高まり、そしてデータの利用がますます進むことに鑑み、日本政府においては、Society5.0 を支える基盤として「安心・安全なデータ流通を支える基盤となるトラストサービス（データの存在証明・非改ざん性の確認を可能とするタイムスタンプや、企業や組織を対象とする認証の仕組みなど）：「デジタル時代の新たな IT 政策大綱」（令和元年 6 月 7 日）」が大きな役割を果たすと考え、EU 規則を始めとした国際的な動向をも踏まえ日本版トラストサービスの実現に向けた環境整備の取組を開始しています。

以降、「(2)本人性・真正性の確保の必要性」において電子データの信頼性担保の為に考慮すべきポイント、「(3)トラストサービスの動向」において日本におけるトラストサービス実現に向けた動き、「(4)ユースケースに応じた対策例」においてトラストサービスの具体的な適用例について解説します。

（２） 本人性・真正性の確保の必要性

電子取引における電子データの信頼性を担保するためには、第 5 章（４）で述べられているように、電子データの真正性を確保することが重要になってきます。真正性が確保されていない電子データは、何者かによって改ざんされたとしても改ざんされたことがまったくわからないため、電子取引の信頼性を根底から崩してしまうことになります。

ここで、改めて電子データの「真正性」（しんせいせい）とは何でしょう？ 情報セキュリティに関する用語集 JIS Q 27000:2019 では、情報セキュリティとは、「情報の機密性、完全性及び可用性を維持すること。注記 さらに、真正性、責任追跡性、否認防止、信頼性などの特性を維持することを含めることもある」とされ、真正性はこれら情報セキュリティ 7 要素の 1 つに数えられています。その中で、真正性（Authenticity）は、「エンティティは、それが主張するとおりのものであるという特性。」と定義されています。また、文書マネジメント情報に関する用語及び定義を規定する JIS Z 6015:2016 では、真正性とは「文書情報を取り扱う組織が、組織活動の目的、権限及び業務によって作成された文書情報を、作成時から運用維持されていることが説明できる状態。」としています。ここで重要なポイントは、文書情報が作成時から運用維持されているだけではなく、それを説明できる状態であるとしているところです。たしかに、ある文書データが真正であることの説明ができないものを、真正であると信じることは難しいところがあります。

JIIMA 法務委員会作成の「JIIMA 電子化文書取扱いガイドライン簡易版（2013 年 10 月）」では、真正性を、「文書の記載内容が、真実で正しいことを主張できる要件。電子化文書等の故意・過失による虚偽入力、書換え（改ざん・すり替え）、消去、混同、隠滅、破壊などがないこと。かつ改変・改ざん等の事実の有無が確認・検証できることが条件となる。」と定義し、文書情報を運用維持することを説明できる状態を、改ざん有無を確認・検証できる条件を付与することにより表しています。

また、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（第 5 版、平成 29 年 5 月）では、「真正性とは、正当な権限において作成された記録に対し、虚偽入力、書換え、消去及び混同が防止されており、かつ、第三者から見て作成の責任の所在が明確であることである」としています。医療現場において患者を取り違えた記録や、記録された情報の誤りは患者の生命にかかわるためデータの真正性は、見読性、保存性とともに電子化における必要な要件のひとつに数えられています。この定義では、改ざん防止に加えてデータ作成の責任の所在を明確にする必要があるとしています。責任の所在が明確ではないデータは、たとえ改ざんされていないとしても、信頼性に欠けるものとなります。

電子取引の 1 つである電子契約において真正性を証明するには、契約書が改ざんされていないという原本性に加えて、確かに契約の当事者がその契約書を作成したという本人性を確保する必要があります。本人性が確保された契約書は、契約内容により本人の権利や義務を表現するとともに、後になって自分はこんな契約を取り交わした覚えはないという事後否認を防止することが可能となります。

電子データの真正性の確保、電子契約の本人性の確保は、電子署名やタイムスタンプなどの情報技術とともに、電子帳簿保存法や「電子署名法（電子署名及び認証業務に関する法律）」などの法制度、つまり技術と法律の両輪が揃って初めて可能となります。

（３） トラストサービスの動向

トラストサービスは、令和元年に総務省にて開催されたトラストサービス検討ワーキンググループの最終取りまとめにて、

- ・Society5.0 の中核となるデータ駆動型社会では、良質、最新、正確かつ豊富なリアルデータが価値の源泉となり、経済社会活動を支える最も重要な糧となることが見込まれる。
- ・増大流通するデータの真正性や流通基盤の信頼性を確保することが極めて大切となる。

そして、それを実現する手段として、以下の内容として記載されています。

「インターネット上における人・組織・データ等の正当性を確認し、改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み（トラストサービス）」

※プラットフォームサービスに関する研究会 トラストサービス検討ワーキンググループ最終取りまとめ
https://www.soumu.go.jp/main_content/000668595.pdf

ユーザーが電子申請、電子取引、電子契約、記録管理、ワークフローや記録保管といったアプリケーションサービスにおいて、期待する安心・安全を実現するサービスの要件は、

- ・期待どおりに動くこと
- ・自ら検証することなく信じて使うことができること
- ・どこでも誰でも利用できること

であり、利用したサービスの結果のデジタル記録は、将来に利活用されることとなります。そのため、アプリケーションサービスの提供者には、信頼性の説明責任や証明責任が求められます。

しかし、データの流通はグローバルで、デジタル環境は日々進化します。誰もが納得するデータの完全性を担保するためには、進化する環境に追従し、国際的に通用する一定の技術・運用などの基準をクリアしていることを、利用者に明示する必要があります。データ駆動型社会における、この共通の要求は、データ流通共通基盤として「トラストサービス」が整備提供され、その基盤サービスをアプリケーションサービスが利用することで、将来にわたって安心・安全なサービスを安価に実現することが可能となります。

トラストサービス検討ワーキンググループで議論・整理された現時点でのトラストサービスを、以下に示します。

トラストサービスの例

電子データを作成した本人として、ヒトの正当性を確認できる仕組み	電子署名（個人名の電子証明書）
電子データがある時刻に存在し、その時刻以降に当該データが改ざんされていないことを証明する仕組み	タイムスタンプ
電子データを発行した組織として、組織の正当性を確認できる仕組み	e シール（組織名の電子証明書）
ウェブサイトが正当な企業等により開設されたものであるか確認する仕組み	ウェブサイト認証
IoT 時代における各種センサーから送信されるデータのなりすまし防止等のため、モノの正当性を確認できる仕組み	モノの正当性の認証
送信・受信の正当性や送受信されるデータの完全性の確保を実現する仕組み	e デリバリー

日本とほぼ同時期に、電子署名法を各国法への適用という Directive（指令）として発出した EU では、2014 年に Digital Single Market というコンセプトの下、この Directive を破棄し、新たに eIDAS※1 という EU 域内共通の規則である Regulation を制定しています。経済発展には、デジタルデータの信頼性を担保する仕組みが不可欠であるとし、この規則において、電子署名のみならず、タイムスタンプ、e シールといった、トラストサービスという概念を整理しています。

eIDAS Article 3

(16) 'trust service' means an electronic service normally provided for remuneration which consists of:

- (a) the creation, verification, and validation of electronic signatures, electronic seals or electronic time stamps, electronic registered delivery services and certificates related to those services, or
- (b) the creation, verification and validation of certificates for website authentication; or
- (c) the preservation of electronic signatures, seals or certificates related to those services;

※ 1 REGULATION (EU) No 910/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 July 2014

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2014.257.01.0073.01.ENG

そして、これらのトラストサービスが、「トラスト」を生み出すため、以下の4視点で検討され、技術基準や適合性についてPDCAが回る仕組みが規定されています。

- ・法律の整備
- ・技術的な基準とその評価
- ・トラストサービス提供事業者に対する評価・検証体制の確保
- ・トラストアンカーの開示の在り方（トラストの見える化）

利用者が安心して電子取引を行うため、データ流通共通基盤として、トラストサービスが利用できるフレームワークを構築したうえで、利用者が簡便に確認・参照できるマシンリーダブルなホワイトリストによる公開を法律として整備し実現しています。

データ流通は「Global」ですが、国民の安心・安全、基盤整備は「National」です。

我が国では、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の令和元年6月改訂において、信頼性向上のためのデータ流通ルール整備の重要性にふれ、「電子データの安全な長期保存を可能とするタイムスタンプをはじめ、インターネット上における人・組織・データ等の正当性を確認し、改ざんや送信元のなりすまし等を防止するトラストサービスについても、EU等の動向も踏まえつつ制度の在り方について検討を進める。」との決定がされています。

(4) ユースケースに応じた対策例

今後、利活用の場が拡大することが予想される電子取引情報の信頼性を、どのような方法で、どの程度の信頼レベルを保証するべきかは、ユースケースに応じた検討が求められると考えられます。

「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（2019年2月25日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）では、リスクに応じた対策レベルが示されており、電子取引では、「組織の地位や評判」、「金銭的被害、賠償責任」に対するリスクの検討が必要と考えられます。同ガイドラインでは、その2つのリスクを下記の表に整理されています。

表1 電子取引に関するリスクレベル

レベル	組織の地位や評判に対するリスク	金銭的被害、賠償責任など 財務上のリスク
低位	限定的かつ短期間の不便や苦痛又は、利用者や機関等が当惑する。	利用者や機関等の軽微又は若干の財務上の損失、若しくは機関等の軽微又は若干の賠償責任が生じる。
中位	深刻かつ短期間又は限定的かつ長期間の不便や苦痛又は、利用者や機関等の地位や評判に対する影響がある。	利用者や機関等の深刻な財務上の損失、若しくは機関等の深刻な賠償責任が生じる。
高位	深刻又は長期間の不便や苦痛又は、利用者や機関等の地位や評判に対する影響がある。この影響は、特に深刻な影響や多くの利用者に影響する状況をいう。	利用者や機関等の壊滅的な財務上の損失、若しくは機関の深刻又は壊滅的な賠償責任が生じる。

表 A-4 「①オンライン手続サービスの利用において国民等の利用者に不便、苦痛を与える、又はオンライン手続サービスを所管する機関等が信頼を失う」リスクの影響度

表 A-5 「②国民等の利用者に金銭的被害を与える、機関等に賠償責任が生じるなど、財務上の影響を与える」リスクの影響度 より、抜粋

リスクに応じた保証レベルの対策は、取引相手の「身元確認保証レベル」（IAL：Identity Assurance Level）とパスワードなどの認証方式を規定する「当人認証保証レベル」（AAL：Authentication Assurance Level）の2つから構成されます。上記の表1においてリスクに応じた保証レベルは

- 保証レベル1：いずれのリスクも「低」の場合
- 保証レベル2：いずれかのリスクが「中」の場合
- 保証レベル3：いずれかのリスクが「高」の場合

が求められます。

尚、各保証レベルの適応例として、以下の例が考えられます。

保証レベル1：

- ・ Web サイトにおけるオンラインディスカッション、等
- ・ 例えばクレジット支払いでサインや Pin を要求しない少額取引
- ・ ワンショットの取引で即時決済が可能なもの

保証レベル2：

- ・ 社会保障サービスに関する住所変更手続
- ・ 債権回収上のリスク対応
- ・ 犯罪利用の防止が必要な場合（本人確認が無いと犯罪につながるリスクが考えられる場合）、等

保証レベル3：

- ・ 特許弁理士による特許手続、大規模な政府調達、等
- ・ マイナンバーカード（公的個人認証証明書）を用いた電子署名が必要な取引

表2 身元確認保証レベルと当人認証保証レベル

身元確認 保証 レベル	レベルの定義	当人認証 保証 レベル	レベルの定義
レベル1 (IAL1)	身元識別情報が確認される必要がなく、身元確認の信用度がほとんどない。身元識別情報は、自己表明若しくは自己表明相当である。	レベル1 (AAL1)	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、単要素若しくは複数要素を使うことにより、当人認証の信用度がある程度ある。
レベル2 (IAL2)	身元識別情報が遠隔又は対面で確認され、身元確認の信用度が相当程度ある。	レベル2 (AAL2)	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、複数要素を使うことにより、当人認証の信用度が相当程度ある。
レベル3 (IAL3)	身元識別情報が特定された担当者の対面で確認され、身元確認の信用度が非常に高い。	レベル3 (AAL3)	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、耐タンパ性を有するハードウェアを含む複数要素を使うことにより、当人認証の信用度が非常に高い。

■ 電子署名と認証の使い分けの考え方

電子取引の脅威として、「なりすまし」、「改ざん」、「事実否認」が考えられますが、クラウドサービスを介した取引情報の配信については、アクセス主体に対する「認証を主に用いた対策例」と作成主体による「電子署名を用いた対策例」が考えられます。それぞれの特色は以下の表で示されています。

リモート署名サービスを利用した場合やクラウドサービスを利用する場合のいずれにおいても、リスクレベルに応じた IAL/AAL の各保証レベルが求められることとなります。

「認証」を用いた場合、定型業務に向く反面、取引情報の改ざん、否認対策、では、アクセスや操作ログなどの証跡を保管し、利用者の求めに応じて当該記録を開示する必要があります。また、当該サービスから切り離れた環境で請求データや電子領収書などの電子取引記録の真正性を確認することは難しく、受領者と支払者が異なるような保険金請求業務や社員の立替払い経費精算には不向きとなります。

「電子署名」を用いた場合の取引情報の改ざん、否認対策は当該電子署名を検証することで実現でき、電子取引情報単独で真正性を確認できるため、保険金請求業務や社員の立替払い経費精算にも対応可能となります。

表 3 認証と電子署名による対策例の比較

脅威	認証を主に用いた対策例	電子署名を用いた対策例
なりすまし	(認証) 認証によって、申請元(アクセス元)の身元識別情報を特定する	(電子署名) 申請情報に付与された電子署名の検証によって身元識別情報を特定する
改ざん	(認証+証跡) 申請元(アクセス元)を認証した上で、当該申請者の申請内容を証跡として保管する(※送受信中の改ざんに対しては暗号通信により対処)	(電子署名) 申請情報に付与された電子署名の検証によって改ざんの有無を検出する
事実否認	(認証+証跡) 申請元(アクセス元)を認証した上で、当該申請者の申請記録(操作記録)を証跡として保管する	(電子署名) 申請情報に付与された電子署名の検証によって身元識別情報が表す主体による申請事実を確認

(表 B-4 認証と電子署名による対策例の比較より)

■ 電子署名と e シールの使い分けの考え方

(3) トラストサービスの動向で、組織名の電子証明書を用いた電子署名「e シール」をご紹介しましたが、わが国では民法上、法人は意思表示ができないとされていることから、電子取引のシーンでは電子契約には電子署名が適切であり、見積書、請求書、領収書など、その他の電子取引には、担当責任者が変更になった場合も電子証明書の取り直しが必要のなく、請求書発行システムと連動した自動付与も可能な e シールが馴染みやすいと考えられます。

■ タイムスタンプ利用の考え方

タイムスタンプは、タイムスタンプに記録されている時刻以前にその文書が存在し（存在証明）、その時刻以降文書が改ざんされていないことを証明する（非改ざん証明）ものです。電子取引のシーンでは、電子署名や e シールと合わせて使用することにより、契約期間や保存期間を通じて電子署名や e シールの有効性が確認可能となる長期署名フォーマットを生成する場合に利用します。また、存在証明、非改ざん証明が可能なことから送信者が電子取引情報にタイムスタンプを付して送信する場合や、受領者が電子取引情報にタイムスタンプを付与する方法が、電子帳簿保存法の電子取引情報の保存要件として位置づけられています。

■ まとめ

取引情報の金額が少額であり、なりすましや支払い口座の改ざんなどの詐欺行為があった場合でも、地位や評判に対する影響がないと考えられる場合は、IAL/AAL とともにレベル 1、身元確認は自己申告、認証方法はパスワードのみの運用が考えられます。

取引情報の金額が比較的高額で、なりすましや支払い口座の改ざんなどの詐欺行為があった場合の、地位や評判に対する影響がある場合には、IAL/AAL とともにレベル 2。クラウドサービスを利用する場合は、身元確認は信用度が相当程度あること、認証方式は複数要認証が求められます。またクラウドサービスは「認証」の利用か「電子署名」までサポートしているかは、それぞれの特色に応じて選択することが考えられます。

また、電子署名を付与する場合には個人名を入れた電子証明書で電子契約等を行うのか、組織名の電子証明書で見積書、請求書、領収書など、その他の電子取引情報の発信元と非改ざん性を担保するのか使い分けることが可能と考えられ、いずれの場合もタイムスタンプを併用して長期に電子取引情報の真正性を確認することが可能となります。

(参考 1) 輸出入に係る電子取引情報の保存

輸出入に係る取引関係書類を電子メール等でやりとりをした場合については、平成 24 年度関税改正により輸出入許可日の翌日から 5 年間の保存が義務付けられました。この改正により所得税や法人税の納税義務者を対象とした従来の制度について、関税法上の輸出入者も対象となりました。

既に電子帳簿保存法第 10 条に従って電子メール等の保存を行っている輸出入者は、保存義務が複数の法律で重複する場合、保存期限の長い方が適用となることに注意が必要です。

近年の輸出入業務においては、NACCS※1 による通関手続き・関係書類提出の電子化・ペーパーレス化が強化され、これまでの電子による輸出入申告や許可通知データの取得に加え、通関関係書類を電磁的記録により提出できる機能（MSX※2）が実現しています。複雑化する輸出入業務を電子化・ペーパーレス化、さらに電子帳簿保存法への対応を目指すことは貿易業務の効率化とガバナンス強化実現につながると考えられます。

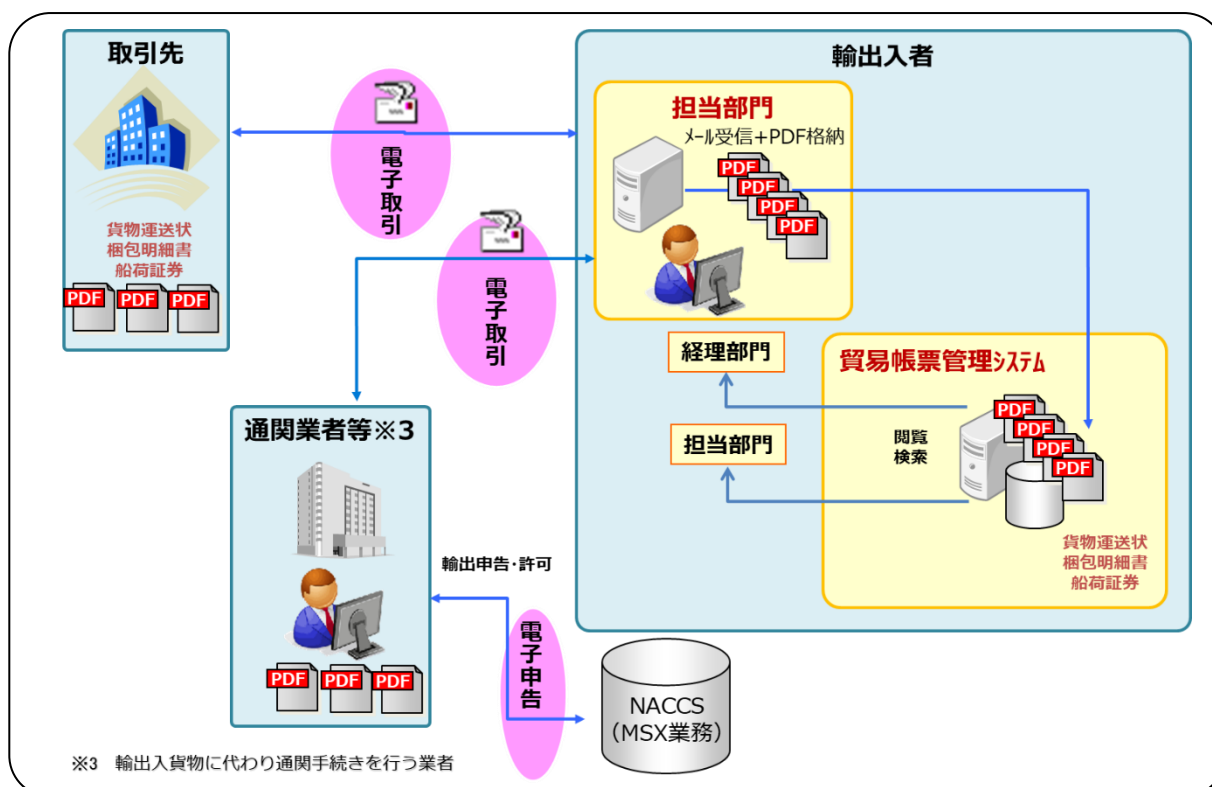
※1 NACCS

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する、入出庫する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続き及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム。

※2 MSX

インボイス、運送状、保険料明細書等の通関関係書類を電磁的記録（PDF 等の電子データ）で提出できることができる業務。

【電子取引の対象範囲例】



(参考 2) 参考文献・関連ガイドライン

① 参考文献

「詳説 電子帳簿保存法 実務のポイント」（税務研究会出版局） 2020 年 1 月刊行

著者：税理士 袖山喜久造

SKJ 総合税理士事務所所長

日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）法務委員会アドバイザー

概要：平成 28 年 8 月刊行の「改正電子帳簿保存法 完全ガイド」を大幅改訂し、改題。
電子化を進める企業、検討する企業にとっての最適な解説書となります。

「e-文書法 電子化早わかり」 令和元年度改正対応（JIIMA） 2019 年 12 月刊行

概要：文書情報マネジメントとしての電子化、JIS Z6016（紙・マイクロフィルム文書の電子化プロセス）の概要説明から、e-文書法の全体概要、スキャナ保存制度の解説、スキャナと画像品質などについて解説した本となります。特にスキャナ保存制度の解説について充実しています。

② 関連ガイドライン

(JIIMA) 2020 年 6 月発行

「5分でわかる電子契約 電子契約活用ガイドライン小冊子」

<https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/pdf/gohundewakarudensikeiyaku.pdf>

概要：これから電子契約サービスの導入を予定しているお客様向けの4Pの小冊子です。
電子契約のサービス種類・法令などの重要事項に絞って分かりやすく記載されています。

「電子契約活用ガイドライン ver1.0」

(JIIMA) 2019 年 5 月発行

https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/policy/denshikeiyaku_guideline_20190619.pdf

概要：電子契約について、法令及び技術の観点から、セキュリティ、運用面等、幅広く記載しています。
基本事項をご存じの方がさらに掘り下げて知るための最良本です。

「電子化文書取扱いガイドライン」

(JIIMA) 2013 年 10 月発行

～電子化文書の法的証拠能力の考え方について～

https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/policy/denshika_guideline_dijest.pdf

概要：電子化文書の法的証拠能力を強化するための方策と、取扱いの要件運用をまとめたガイドラインとなります。簡易版の他、詳細版（有償）があります。

「電子メールの運用管理と保存」

(JIIMA) 2017 年 10 月発行

～モデル社内規程の提案～

<https://www.jiima.or.jp/activity/policy/5894-2/>

概要：業務記録として重要であり、また、内部統制の観点からも適切な管理が必要な企業の電子メールについての管理方法や注意点、社内規程例を提言したガイドとなります。

(参考3) 電子帳簿保存法 法令関連

国税庁のHPには、電子帳簿保存法に関して、制度創設等の背景から、関係法令集やQ&Aなど様々な情報が記載されていますのでご参照ください。

① 国税庁 HP

■ 国税庁 HP 電子帳簿保存法について

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>

■ 国税庁 HP 電子帳簿保存法の関係法令集

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/03.htm>

※電子帳簿保存法 法令、施行規則、取扱通達、取扱通達（趣旨説明）が掲載されています。

② 国税庁 一問一答【電子取引関係】について

上記の国税庁の HP 『電子帳簿保存法について』には、利用ユーザーが理解しやすいように電子帳簿保存法一問一答（Q&A）が掲載されています。【電子取引関係】について掲載します。

-----一問一答 タイトル一覧-----

I 通則【制度の概要等】

- 問 1 電子取引の制度はどのような内容となっていますか。
- 問 2 電子取引とは、どのようなものをいいますか。
- 問 3 当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存しておけば出力した書面等の保存は必要ありませんか。
- 問 4 電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイル による場合を含む。）が該当するとのことですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。
- 問 5 当社は、取引先からクラウドサービスを通じて請求書等を受領しておりますが、クラウドサービスを通じて受領した場合には、電子取引に該当しますか。
- 問 6 いわゆるスマホアプリによる決済を行いました、この際にアプリ提供事業者から利用明細等を受領する行為は、電子取引に該当しますか。
- 問 7 従業員が会社の経費等を立て替えた場合において、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領した行為は、会社としての電子取引に該当しますか。
- 問 8 当社は電子計算機を使用して請求書を作成し、クラウドサービスを利用して取引先に電磁的な請求書を発行しようと考えておりますが、税務署に対して申請書を提出する必要がありますか。

II 適用要件【基本的事項】

- 問 9 電子取引について電磁的記録による保存等を行う場合には、どのような要件を満たさなければならないのでしょうか。
- 問 10 ディスプレイやプリンタ等について、性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。
- 問 11 電磁的記録の書面への出力に当たっては、画面印刷(いわゆるハードコピー)による方法も認められますか。
- 問 12 電磁的記録を外部記憶媒体へ保存する場合の要件はどういうものがありますか。
- 問 13 電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。
- 問 14 保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。
- 問 15 バックアップデータの保存は要件となっていますか。
- 問 16 いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能にシステム概要書と同等の内容が組み込まれている場合、システム概要書が備え付けられているものと考えてもよいのでしょうか。

【保存方法】

- 問 17 請求書や領収書等を電子的に（データで）受け取った場合、どのように保存すればよいですか。
- 問 18 電子取引の取引データの保存について、当該電子データをそのまま保存する方法と電子データを出力した書面を保存する方法との混在は認められますか。
- 問 19 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、規則第 8 条第 1 項 第 4 号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定めて運用する措置を行うことを考えて

いますが、具体的にどのような規程を整備すればよいのでしょうか。

- 問 20 当社は、電子取引の取引情報の保存サービスの提供を受け、同サービス利用者同士の電子取引の取引情報については、同サービスにおいて保存されます。同サービス利用者は、同サービス提供者と契約し、同サービスの利用規約に定めるデータ訂正等の防止に関する条項にのっとりデータの訂正削除を行うこととなります。このようにサービス提供者との契約によってデータの訂正等を防止する方法についても、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められますか。
- 問 21 当社は、取引先との間で、クラウドサービスを利用し請求書を受領しています。この場合において、取引先から確認のため電子メールでも請求書が送られてきましたが、同一の請求書を2つの電子取引により受領したときには、どちらの電子データを保存すればよいのでしょうか。
- 問 22 電子取引を行った場合において、取引情報をデータとして保存する場合、どのような保存方法が認められるのでしょうか。
- 問 23 当社はスキャナ保存の承認を受けており、スキャンした画像データを管理するための文書管理システムで保有しております。今回、電子取引により受領したPDFデータについても、この文書管理システムで管理することを検討していますが問題ありますでしょうか。
- 問 24 当社はクラウドサービスを利用して取引先とXML形式の請求書等データ（取引情報に関する文字の羅列）をクラウドサービス上で共有・保存していますが、このような方法は認められますか。
- 問 25 具体的にどのようなシステムであれば、訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているといえるのでしょうか。

【検索機能】

- 問 26 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、検索機能で注意すべき点がありますか。
- 問 27 規則第3条第5項第7号において準用する第3条第1項第5号ハの「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」には、「AかつB」のほか「A又はB」といった組合せも含まれますか。また、一の記録項目により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目により絞り込みの検索をする方式は、要件を満たすこととなりますか。

【タイムスタンプ】

- 問 28 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプとはどのようなものなのでしょうか

用語の意義

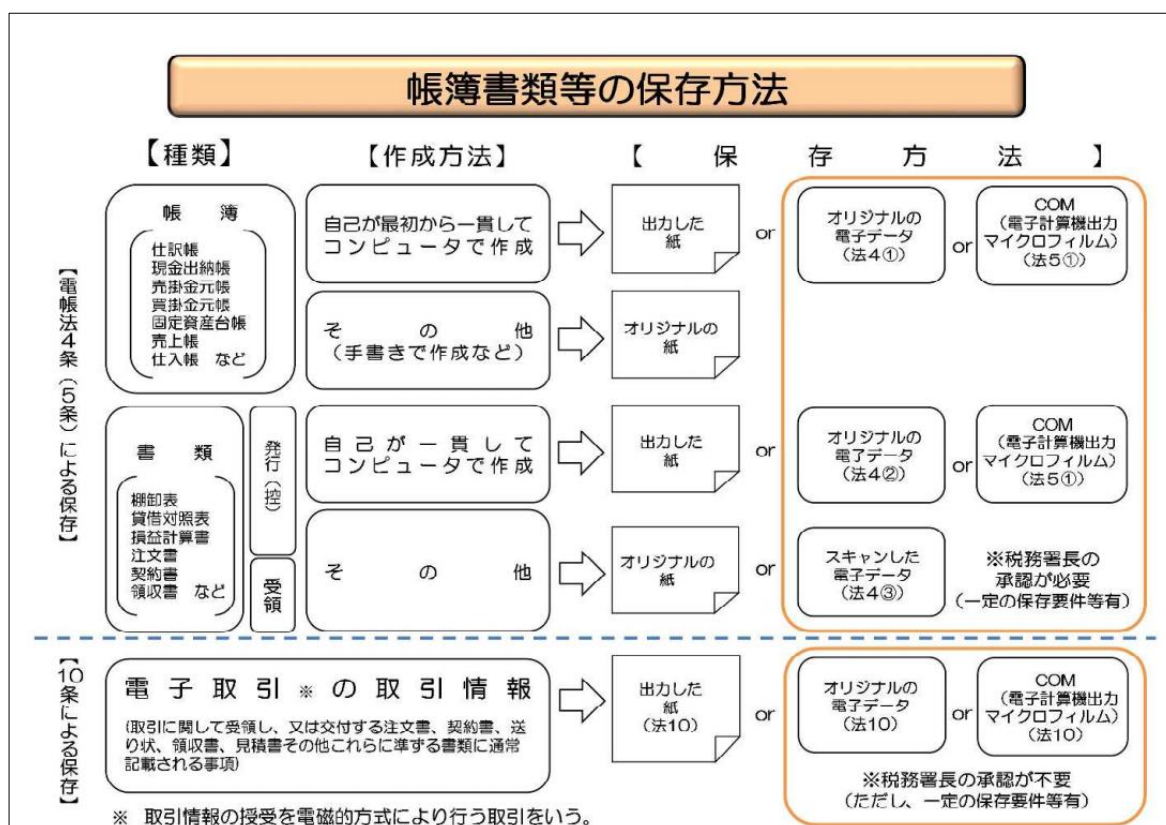
本一問一答において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

法……………	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律をいう。
規則……………	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則をいう。
取扱通達……………	平成 10 年 5 月 28 日付課法 5－4 ほか 6 課共同「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」（法令解釈通達）
国税……………	法第 2 条第 1 号((定義))に規定する国税をいう。
国税関係帳簿書類……………	法第 2 条第 2 号((定義))に規定する国税関係帳簿書類をいう。
国税関係書類……………	法第 2 条第 2 号((定義))に規定する国税関係書類をいう。
電磁的記録……………	法第 2 条第 3 号((定義))に規定する電磁的記録をいう。
保存義務者……………	法第 2 条第 4 号((定義))に規定する保存義務者をいう。
電子取引……………	法第 2 条第 6 号((定義))に規定する電子取引をいう。
スキャナ保存……………	法第 4 条第 3 項((国税関係書類の電磁的記録による保存))の承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録による保存をいう。

問 1 電子取引の制度はどのような内容となっていますか。

【回答】所得税(源泉徴収に係る所得税を除きます。)及び法人税の保存義務者が取引情報(注文書、領収書等に通常記載される事項)を電磁的方式により授受する取引(電子取引)を行った場合には、その取引情報を電磁的記録又はCOM若しくは書面により保存しなければならないという制度です(法 10)。なお、電子取引を開始する場合には、税務署に対して申請書を提出する必要はありません。

【解説】所得税法及び法人税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められていますが、同様の取引情報を電子取引により授受した場合には、書面又はCOMに出力する場合を除き、その取引情報に係る電磁的記録を一定の方法により保存しなければならないこととされています。なお、帳簿書類の電磁的作成、備付け、保存に関しては、別冊「電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】」において、スキャナ保存に関しては、別冊「電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】」において解説します。



問 2 電子取引とは、どのようなものをいいますか。

【回答】「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます(法 2 六)。なお、この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。具体的には、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む。)、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。

問3 当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存しておけば出力した書面等の保存は必要ありませんか。

- (1) 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- (2) インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）又はホームページ上に表示される請求書や領収書等の画面印刷(いわゆるハードコピー)を利用
- (3) 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- (4) クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- (5) 特定の取引に係るEDIシステムを利用
- (6) ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- (7) 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

【回答】(1)～(7)のいずれも「電子取引」（法26）に該当すると考えられますので、所定の方法により取引情報（請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報）に係るデータが保存されていれば、出力した書面等を保存する必要はなく、また、別途書面の請求書等を授受する必要もありません。ただし、以下の点に留意が必要です。

イ (1)(2)については一般的に受領者側におけるデータの訂正削除が可能と考えますので、受領したデータに規則第8条第1項第1号のタイムスタンプの付与が行われていない場合には、受領者側でタイムスタンプを付与すること又は同項第4号に定める事務処理規程に基づき、適切にデータを管理することが必要です。また、対象となるデータは検索できる状態で保存することが必要ですので、当該データが添付された電子メールについて、当該メールソフト上で閲覧できるだけでは十分とは言えません。

ロ (3)～(5)については、取引情報（請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報）に係るデータについて、訂正削除の記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用していれば、電子取引の保存に係る要件を満たすと考えられます。他方、例えば、クラウド上で一時的に保存されたデータをダウンロードして保存するようなシステムの場合には、イと同様の点に留意する必要があります。

ハ (6)(7)については、一般的に受領者側におけるデータの訂正削除が可能と考えますので、受領したデータに規則第8条第1項第1号のタイムスタンプの付与が行われていない場合には、受領者側でタイムスタンプを付与すること又は同項第4号に定める事務処理規程に基づき、適切にデータを管理することが必要です。

ニ (1)～(7)のいずれの場合においても、データは各税法に定められた保存期間が満了するまで保存する必要があります。

ホ 取引慣行や社内のルール等により、データとは別に書面の請求書や領収書等を原本として受領している場合は、その原本（書面）を保存する必要があります。

ヘ 現行、消費税の仕入税額控除の適用に当たっては、必要な事項が記載された帳簿及び請求書等（書面）の保存が必要ですが、取引金額が3万円未満の場合や、3万円以上でも「電子取引」のようにデータのみが提供されるなど、書面での請求書等の交付を受けなかったことにやむを得ない理由がある場合には、帳簿のみを保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。なお、令和5年10月以降は、帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができるのは、法令に規定された取引に限られることとなります。したがって、「電子取引」を行った場合に仕入税額控除の適用を受けるためには、軽減税率の対象品目である旨や税率ごとに合計した対価の額など適格請求書等として必要な事項を満たすデータ（電子インボイス）の保存が必要となります。

問4 電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）が該当することですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。

【回答】この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、領収書等に通常記載される事項をいう（法26）ことから、電子メールにおいて授受される情報の全てが取引情報に該当するものではありません。したがって、そのような取引情報の含まれていない電子メールを保存する必要はありません。具体的には、電子メール本文に取引情報が記載されている場合は当該電子メールを保存する必要がありますが、電子メールの添付ファイルにより授受された取引情報（領収書等）については当該添付ファイルのみを保存しておけばよいことになります。

問5 当社は、取引先からクラウドサービスを利用して請求書等を受領しておりますが、クラウドサービスを利用して受領した場合には、電子取引に該当しますか。

【回答】クラウドサービスを利用して取引先から請求書等を受領した場合にも、電子取引に該当します。

【解説】請求書等の授受についてクラウドサービスを利用する場合は、取引の相手方と直接取引情報を授受するものでなくても、請求書等のデータをクラウドサービスにアップロードし、そのデータを取引当事者双方で共有するものが一般的ですので、取引当事者双方でデータを共有するものも取引情報の授受にあたり、電子取引に該当します。

問6 いわゆるスマホアプリによる決済を行いました、この際にアプリ提供事業者から利用明細等を受領する行為は、電子取引に該当しますか。

【回答】アプリ提供事業者から電磁的方式により利用明細等を受領する行為は、電子取引に該当します。そのため、当該利用明細等に係る取引データについて保存する必要があります。

【解説】いわゆるスマホアプリを利用した際に、アプリ提供事業者から受領する利用明細に係る内容には、通常、支払日時、支払先、支払金額等が記載されていることから、法第2条第6号に規定する取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書 その他これらに準ずる書類に通常記載される事項）に該当し、その取引情報の授受を電磁的方式より行う場合には、電子取引に該当します。※ 消費税の仕入税額控除に関しては、問3の回答を参照してください。

問7 従業員が会社の経費等を立て替えた場合において、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領した行為は、会社としての電子取引に該当しますか。

【回答】従業員が支払先から電子データにより領収書を受領する行為についても、その行為が会社の行為として行われる場合には、会社としての電子取引に該当します。

【解説】法人税法上、会社業務として従業員が立替払いした場合には、原則、当該支払が会社の費用として計上されるべきものであることから、従業員が立替払いで領収書を電子データで領収した行為は、会社の行為として、会社と支払先との電子取引に該当すると考えることができます。

問8 当社は電子計算機を使用して請求書を作成し、クラウドサービスを利用して取引先に電磁的な請求書を発行しようと考えておりますが、税務署に対して申請書を提出する必要がありますか。

【回答】電子取引を開始する場合には、税務署に対して申請書を提出する必要はありません。なお、当該請求書を書面に出力し、郵送等（委託の場合を含む。）により取引先に対して発行する場合に、請求書（控）を紙で保存する必

要がありますが、紙ではなく電磁的記録等により保存を行うときは、書類の保存に代える日の3か月前までに法第4条第2項に係る「国 税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請」等の提出が必要となります。

問9 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合には、どのような要件を満たさなければならないのでしょうか。

【回答】電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等に当たっては、真実性や可視性を確保するための要件を満たす必要があります（規則3①三～五、⑤七、8①）。なお、詳しくは下記の表をご覧ください。

○ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合の要件の概要
要件

電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発のプログラムを使用する場合に限ります。）

（規3①三イ、⑤七、8①）

見読可能装置の備付け等（規3①四、8①）

検索機能の確保（規3①五、⑤七、8①）

次のいずれかの措置を行う（規8①）

一 タイムスタンプが付された後の授受

二 授受後遅滞なくタイムスタンプを付す

三 データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用

四 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

問10 ディスプレイやプリンタ等について、性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。

【回答】ディスプレイやプリンタ等の性能や設置台数等は、要件とされていません。

【解説】電磁的記録は、その特性として、肉眼で見るためにはディスプレイ等に出力する必要がありますが、これらの装置の性能や設置台数等については、①税務調査の際には、保存義務者が日常業務に使用しているものを使用することとなること、②日常業務用である限り一応の性能及び事業の規模に応じた設置台数等が確保されていると考えられることなどから、法令上特に要件とはされていません。ただし、規則第3条第1項第4号では、ディスプレイ等の備え付けとともに、「速やかに出力することができる」ことも要件とされています。このため、日常業務においてディスプレイ等を常時使用しているような場合には、税務調査では帳簿書類を確認する場面が多いことから、税務調査にディスプレイ等を優先的に使用することができるよう、事前に日常業務との調整などを行っておく必要があると考えます。

問11 電磁的記録の書面への出力に当たっては、画面印刷（いわゆるハードコピー）による方法も認められますか。

【回答】規則第3条第1項第4号において、電磁的記録の画面及び書面への出力は「整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができる」と規定されており、この場合の「整然とした形式」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式をいいます（取扱通達4-13）。そのため、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できれば、画面印刷（いわゆるハードコピー）であっても認められます。

【解説】電磁的記録の書面への出力に当たっては、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた 規則性を有する形式になっている必要がありますが、その形式については定めがないため、画面印刷（いわゆるハードコピー）であっても要件を満たせば認められます。

問 12 電磁的記録を外部記憶媒体へ保存する場合の要件はどのようなものがありますか。

【回答】記憶媒体の種類にかかわらず保存要件は同じであり、外部記憶媒体に限った要件はありません。

【解説】電子帳簿保存法では、記憶媒体や保存すべき電磁的記録を限定する規定はないことから、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存媒体については保存義務者が任意に選択することができることとなります。また、保存要件に関しても記憶媒体ごとに規定されていないことから、いずれの記憶媒体 であっても同一の要件が適用されることとなります。なお、実際のデータの保存に際しては、サーバ等で保存していた電磁的記録と外部記憶媒体に保存している電磁的記録は当然に同一のものでなければなりません。このため、必要に応じて電磁的記録の保存に関する責任者を定めるとともに、管理規則を作成し、これを備え付けるなど、管理・保管に万全を期すことが望ましいと考えられます。

問 13 電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。

【回答】現在使用しているシステムにより検索できなくても差し支えありません。

【解説】規則第 3 条第 5 項第 7 号において準用する第 3 条第 1 項第 5 号に係る検索機能については、特に電子計算機についての定めはなく、また、規則第 3 条第 1 項第 4 号に係る出力機能についても「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機」を備え付ければよいこととされていることから、これらの規定を満たすことができる電子計算機であれば、現在の業務において使用している電子計算機でなくても差し支えないこととなります。例えば、システム変更等をした場合に、変更前のデータについては、変更前のシステムにおいて検索機能を確保している場合などがこれに該当します。なお、このような場合には、検索に使用する電磁的記録が要件を満たして保存してある電磁的記録と同一のものであることを確認できるようにしておく必要があります。

問 14 保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。

【回答】保存されている電磁的記録は、原則として一課税期間を通じて検索をすることができる必要があります。

【解説】国税関係書類の電磁的記録の検索機能については、「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間ごとの国税関係書類別又は勘定科目別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうとされており（取扱通達 4－16）、電子取引に係る電磁的記録も、原則として、一課税期間ごとに検索をすることができる必要があります。しかしながら、データ量が膨大であるなどの理由で複数の保存媒体で保存せざるを得ない場合や、例えば、中間決算を組んでおり半期ごとに帳簿を作成している場合など、一課税期間を通じて検索することが困難であることについて合理的な理由があるときには、その合理的な期間ごとに範囲を指定して検索をすることができれば差し支えありません。

問 15 バックアップデータの保存は要件となっていますか。

【回答】バックアップデータの保存は要件となっていません。

【解説】バックアップデータの保存については法令上の要件とはなっていませんが、電磁的記録は、記録の大量消滅に対する危険性が高く、経年変化等による記録状態の劣化等が生じるおそれがあることからすれば、保存期間中の可視性の確保という観点から、バックアップデータを保存することが望まれます。また、必要に応じて電磁的記録の保存に関する責任者を定めるとともに、管理規則を作成し、これを備え付けるなど、管理・保管に万全を期すことが望ましいと考えられます。

問 16 いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能にシステム概要書と同等の内容が組み込まれている場合、システム概要書が備え付けられているものと考えてもよいでしょうか。

【回答】規則第3条第5項第7号において準用する同条第1項第3号のシステム関係書類等については、書面以外の方法により備え付けることもできることとしています(取扱通達4-11 本文 なお書)ので、いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能にシステム概要書と同等の内容が組み込まれている場合には、それが整然とした形式及び明瞭な状態で画面及び書面に、速やかに出力することができるものであれば、システム概要書が備え付けられているものとして取り扱って差し支えありません。

【保存方法】

問 17 請求書や領収書等を電子的に（データで）受け取った場合、どのように保存すればよいですか。

【回答】電子的に受け取った請求書や領収書等については、データのまま保存する方法と、書面又はC O Mに出力して保存する方法があります。いずれの方法によるかは保存義務者（所得税法や法人税法により保存が義務付けられている方）の任意であり、税務署長による承認も必要ありません。

データのまま保存する場合、その真実性を確保する観点から、以下のいずれかの条件を満たす必要があります（規8①）。

- (1) タイムスタンプが付与されたデータを受領（規8①一）
- (2) 受領後遅滞なくタイムスタンプを付与（規8①二）
- (3) データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用（規8①三）
- (4) 訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定、運用、備付け（規8①四）

また、事後的な確認のため、検索できるような状態で保存すること（規3①五）や、ディスプレイ等の備付け（規3①三イ、四）も必要となります。

問 18 電子取引の取引データの保存について、当該電子データをそのまま保存する方法と電子データを出力した書面を保存する方法との混在は認められますか。

【回答】規則性及び継続性なく保存方法が混在することは認められません。ただし、支店や事業所ごと、取引の相手先ごとなど、スキャナ保存の場合の申請可能な単位のように、明確に区分整理が可能となる単位で同一の保存方法を行っている場合には、それぞれの方法に区分して保存することは差し支えありません。

【解説】法第10条に規定する電子取引の取引データの保存方法については、①電子データをそのまま保存する方法、②電子データを出力した書面を保存する方法及び③電子データをC O Mに出力して保存する方法との3通りの方法があり、これらの方法は保存義務者の任意により自由に選択することが可能となっています。しかしながら、規則第8条第1項においては、「…国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間…」と規定されており、所得税法及び法人税法において、書類は整理して保存しなければならないことと規定されていることから、原則としてこれら3通りの方法を混在して保存することは認められません。ただし、支店や事業所ご

と、取引の相手先ごとなど、スキャナ保存の場合の申請可能な単位のように、明確に区分整理が可能となる単位で同一の保存方法を行っている場合には、3通り又は2通りの方法に区分して保存することは差し支えありません。また、取引の相手先ごとに区分して保存していた場合において、電子データをそのまま保存している取引の相手先から電子データの提供がなく、書面により請求書等の発行を受け、当該請求書等についてのみ、書面による保存があっても、保存方法が混在していることにはなりません。なお、全ての電子取引について取引データをそのまま保存する方法を行っている保存義務者が、ある一定の時期から書面に出力して保存する方法等に変更し、その後においては、変更後の方法により保存しているなど、継続した方法によっている場合には、同一課税期間内に複数の保存方法が採用されていても差し支えありません。

問 19 <u>電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、規則第8条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定めて運用する措置を行うことを考えていますが、具体的にどのような規程を整備すればよいのでしょうか。</u>

【回答】規則第8条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」は、当該規程によって電子取引の取引情報に係る電磁的記録の真実性を確保する観点から必要な措置として要件とされたものです。この規程については、どこまで整備すればデータ改ざん等の不正を防ぐことができるのかについて、事業規模等を踏まえて個々に検討する必要がありますが、必要となる事項を定めた規程としては、例えば、次のようなものが考えられます。なお、規程に沿った運用を行うに当たっては、業務ソフトに内蔵されたワークフロー機能で運用することとしても差し支えありません。

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第10条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ■■（クラウドサービス）を利用した請求書等の授受
- 四

記載に当たってはその範囲を具体的に記載してください

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼情報
- 二 見積回答情報
- 三 確定注文情報
- 四 注文請け情報
- 五 納品情報
- 六 支払情報
- 七 ▲▲

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 〇〇部△△課 課長 XXXX
- 二 処理責任者 〇〇部△△課 係長 XXXX

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。

5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

問 20 当社は、電子取引の取引情報の保存サービスの提供を受け、同サービス利用者同士の 電子取引の取引情報については、同サービスにおいて保存されます。同サービス利用者は、同サービス提供者と契約し、同サービスの利用規約に定めるデータ訂正等の防止に 関する条項にのっとりデータの訂正削除を行うこととなります。このようにサービス提供者との契約によってデータの訂正等を防止する方法についても、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められますか。

【回答】 共通のサービス利用者間の電子取引において、サービス提供者との契約によってデータの訂正等を防止する場合についても、規則第8条第1項第4号に規定する「正当な理由がない 訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められます。なお、電磁的記録の記録事項を訂正又は削除を行った場合に、訂正前若しくは削除前の記録事項及び訂正若しくは削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録（訂正削除前の履歴ファイル）に自動的に記録されるシステム等を利用している場合には、規則第8条第1項第3号に定める方法として、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める必要はありません。

【解説】 規則第8条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」について、取扱通達 10－3 は、(1)「自らの規程のみによって防止する場合」と (2)「取引相手との契約によって

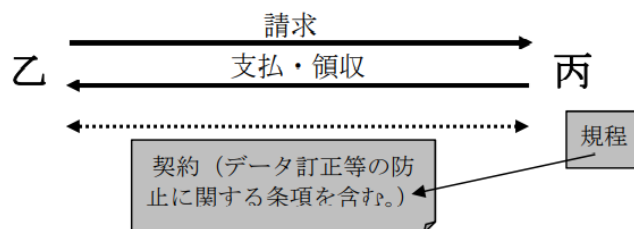
防止する場合」を例示していますが、質問に係る保存サービスの契約自体は、サービス提供者と利用者が行うものであり、サービス利用者同士がデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行わない限り、取扱通達 10－3 (2)には該当しません。しかしながら、規則第8条第1項第4号が規程を要件としているのは、当該規程によって 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の真実性を確保することを目的としたものであり、この真実性を確保する手段については、必ずしも、取扱通達 10－3 (1)と(2)には限られません。質問のケースにおいて、サービス利用者間にデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約がなくても、同サービス利用者それぞれが、データ訂正等の防止に関する条項を含む契約をサービス提供者と行っていれば、同サービス利用者間で共通のデータ訂正等の防止に関する手続が担保されることとなります。このようにサービス提供者との契約によって防止する方法についても、規則第8条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められます。

この場合、各利用者が定める規程には、取扱通達 10－3 (2)に準じて①～③の内容を含むことが考えられます。

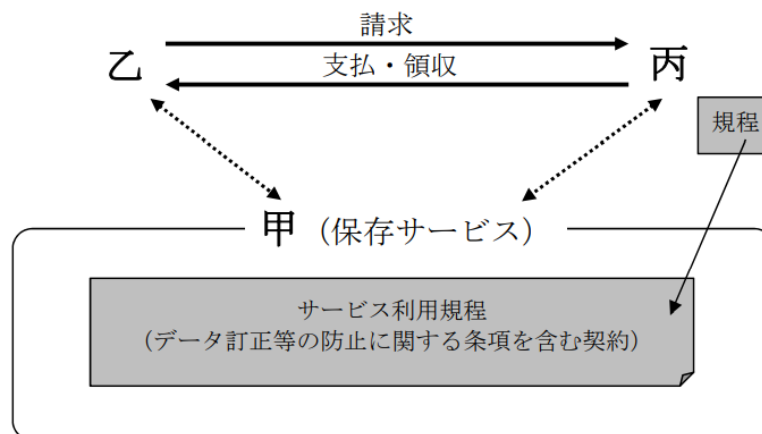
- ① サービス提供者とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。
- ② 事前に上記契約を行うこと。
- ③ 電子取引の種類を問わないこと。

また、具体的な規程の例としては「電子取引の種類を問わず、電子取引を行う場合には、事前に、サービス提供相手とデータの訂正等を行わないことに関する具体的な条項を含んだ契約を締結すること。」等の条項を含む規程が考えられます。なお、質問のケースにおいても、データ訂正等の防止に関する条項について、保存サービスの利用規約を引用する形で電子取引の取引相手と個別に契約を行うことも可能です（この場合、取扱通達 10－3 (2)「取引相手との契約によって防止する場合」に該当することになります。）。

1 取扱通達 10－3 (2)の関係図



2 本照会に係る関係図



問 21 当社は、取引先との間で、クラウドサービスを利用し請求書を受領しています。この場合において、取引先から確認のため電子メールでも請求書が送られてきましたが、同一の請求書を2つの電子取引により受領したときには、どちらの電子データを保存すればよいでしょうか。

【回答】 請求書をクラウドサービスにより受領したものと電子メールにより受領したものがある場合のように、同一の請求書を2つの電子取引により受領したときについては、それが同一のものであるのであれば、いずれか一つの電子取引に係る請求書を保存しておけばよいこととなります。

【解説】 法第10条に規定する電子取引の取引データの保存方法については、①電子データをそのまま保存する方法、②電子データを出力した書面を保存する方法及び③電子データをC O Mに出力して保存する方法との3通りの方法があり、これらの方法は保存義務者の任意により自由に選択することが可能となっています。これについて、電子取引の取引データについて、2つの電子取引により同一の取引データを受領した場合には、いずれの取引データを保存する必要があるのか問題となりますが、それらの取引データが同一の内容であれば同一の請求書を重複して保存することとなるため、いずれかの電子取引に係る請求書を保存しておけば良いこととなります。なお、いずれかの取引データから出力した書面を保存することも認められますが、規則性及び継続性なく保存方法が混在することは認められません。

問 22 電子取引を行った場合において、取引情報をデータとして保存する場合、どのような保存方法が認められるでしょうか。

【回答】 電子取引を行った場合には、取引情報を保存することとなりますが、例えば次に掲げる電子取引の種類に応じて保存することが認められます。

1 電子メールに請求書等が添付された場合

- (1) 請求書等が添付された電子メールそのもの（電子メール本文に取引情報が記載されたものを含みます。）をサーバ等（運用委託しているものを含みます。以下同じ）自社システムに保存する。
- (2) 添付された請求書等をサーバ等に保存する。

2 発行者のウェブサイトで領収書等をダウンロードする場合

- (1) P D F等をダウンロードできる場合
 - ① ウェブサイトに領収書等を保存する。
 - ② ウェブサイトから領収書等をダウンロードしてサーバ等に保存する。
- (2) H T M Lデータで表示される場合
 - ① ウェブサイト上に領収書を保存する。
 - ② ウェブサイト上に表示される領収書を画面印刷(いわゆるハードコピー)し、サーバ等に保存する。
 - ③ ウェブサイト上に表示されたH T M Lデータを領収書の形式に変換（P D F等）し、サーバ等に保存する。

3 第三者等が管理するクラウドサービスを利用し領収書等を授受する場合

- (1) クラウドサービスに領収書等を保存する。
- (2) クラウドサービスから領収書等をダウンロードして、サーバ等に保存する。

- 4 従業員がスマートフォン等のアプリを利用して、経費を立て替えた場合 従業員のスマートフォン等に表示される領収書データを電子メールにより送信させて、自社システムに保存する。なお、この場合にはいわゆる画面印刷（いわゆるハードコピー）による領収書の画像データでも構いません。

【解説】法第2条第6号において、電子取引とは、「取引情報の授受を電磁的方式により行う取引」をいう。」と定義され、その取引情報の具体的な内容は、「取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項」とされています。この電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関して、授受した電磁的記録をそのまま上記の方法により保存することが認められますが、電子取引により受領した請求書等の取引情報（請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報）を確認し、改めてその取引情報のみをサーバ等に自ら入力することをもって電磁的記録の保存とすることは認められません。

問 23 当社はスキャナ保存の承認を受けており、スキャニングした画像データを管理するための文書管理システムで保有しております。今回、電子取引により受領したPDFデータについても、この文書管理システムで管理することを検討していますが問題ありますでしょうか。

【回答】電子取引により授受されたデータの保存に当たって、訂正削除履歴や検索などの機能要件を満たすのであれば、スキャナ保存と同じ文書管理システムで、電子取引のデータを保存しても問題はありせん。

【解説】電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たっては、真実性や可視性を確保するための要件を満たす必要があります（問9）が、例えばスキャナ保存の承認を受けた文書管理ソフトが電子取引の保存要件も満たしている場合には、当該文書管理ソフトを利用して、電子取引により授受されたデータを保存することを可能であると考えられます。なお、スキャナ保存の承認を受けている場合には、電子的に授受したデータをそのままスキャナ保存用の文書管理システムで保存することとしても差し支えありません。

問 24 当社はクラウドサービスを利用して取引先とXML形式の請求書等データ（取引情報に関する文字の羅列）をクラウドサービス上で共有・保存していますが、このような方法は認められますか。

【回答】保存されるデータがXML形式等の取引情報に関する文字の羅列であっても、請求書等のフォーマットで視覚的に確認・出力されるものについては、電子帳簿保存法の要件を満たすものとなります。

【解説】規則第8条第1項では、法第10条に規定する保存義務者は、電子取引の取引情報に係る電磁的記録が規則第3条第1項第4号の要件に従って保存しなければならないこととされています。これは、電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力することが必要ですが、電子取引の取引情報に係る電磁的記録をXML形式（文字の羅列）で保存していたとしても、自社固有のフォーマットに変換するなどして、明瞭な状態で確認でき、速やかに出力することが可能な状態であればこれらの要件を満たすものと考えられます。

問 25 具体的にどのようなシステムであれば、訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているといえるのでしょうか。

【回答】規則第8条第1項第3号に規定する訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしたシステムとは、例えば、

- ① 電磁的記録の訂正・削除について、物理的にできない仕様とされているシステム
- ② 電磁的記録の訂正又は削除を行った場合には、訂正・削除前の電磁的記録の訂正・削除の内容について、記録・保存を行うとともに、事後に検索・閲覧・出力ができるシステム等のシステムが該当するものと考えます。

【検索機能】

問 26 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、検索機能で注意すべき点がありますか。

【回答】電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、以下の要件を満たす検索機能を確保する必要があります。

- (1) 取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定することができること。
- (2) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- (3) 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

【解説】検索機能については、規則第3条第5項第7号において準用する第3条第1項第5号で定められており、例えば、取引年月日、取引先名称、取引金額その他国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目により、二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができることとされています。また、日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができることとされています。取引情報の保存については、サーバ等に保存する場合や、クラウドサービス等を利用する場合が考えられますが、その保存方法にかかわらず、保存義務者はこれらの条件を満たして検索をすることができる必要があります。

問 27 規則第3条第5項第7号において準用する第3条第1項第5号ハの「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」には、「AかつB」のほか「A又はB」といった組合せも含まれますか。また、一の記録項目により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目により絞り込みの検索をする方式は、要件を満たすこととなりますか。

【回答】「A又はB」の組合せは必要ありません。また、段階的な検索ができるものも要件を満たすこととなります。

【解説】検索機能については、規則第3条第5項第7号において準用する第3条第1項第5号で、国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目により、二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができることとされています。電子取引の電磁的記録の保存に対する他の国税に関する法律の規定の適用については、その電磁的記録を国税関係書類以外の書類とみなされておりますが、検索に当たっては国税関係書類と同様にその国税関係書類に準じた主要な記録項目により設定することができればよいこととなります。この場合の二の記録項目の組合せとしては、「AかつB」と「A又はB」とが考えられますが、このうち、「A又はB」の組合せについては、それぞれの記録項目により二度検索するのと実質的に変わらない(当該組合せを求める意味がない)ことから、これを求め

ないこととしています。また、「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる」とは、必ずしも「AかつB」という組合せで検索できることのみをいうのではなく、一の記録項目（例えば「A」）により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目（例えば「B」）により再度検索をする方式も結果は同じであることから要件を満たすこととなります。

【タイムスタンプ】

問 28 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプとはどのようなものでしょうか。

【回答】タイムビジネスの信頼性向上を目的として、一般財団法人日本データ通信協会が定める基準を満たすものとして認定された時刻認証業務によって付与され、その有効性が証明されるものです。また、認定を受けたタイムスタンプ事業者には、「タイムビジネス信頼・安心認定証」が交付され、以下に示す「タイムビジネス信頼・安心認定マーク」を使用できることから、その事業者の時刻認証業務が一般財団法人日本データ通信協会から認定されたものであるか否かについては、この認定マークによって判断することもできます。

《タイムビジネス信頼・安心認定マーク》



認定マークを使用できる場所

・ホームページ、名刺、説明書、宣伝広告用資料、取引書類 等

※ 認証番号等とは、一般財団法人日本データ通信協会から発行される認定番号に続けて、認定回数を括弧内に記載しているものです。

(注) 使用するタイムスタンプは、規則第3条第5項第2号に規定する以下の要件を満たすものに限りします。

- ① 当該記録事項が変更されていないことについて、当該国税関係書類の保存期間を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。
- ② 課税期間中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

ガイドライン 第2版 作成・監修メンバー

■法務委員会執筆メンバー

委員長	中 田 秀 明	アルファテックス株式会社
副委員長	益 田 康 夫	アンテナハウス株式会社
副委員長	橋 本 裕 之	J F E システムズ株式会社
アドバイザー	袖山 喜久造	S K J 総合税理士事務所・所長 税理士
アドバイザー	龍 真一郎	S K J 総合税理士事務所・税理士

(委員 五十音順)

委 員	猪 俣 智 子	J F E システムズ株式会社
委 員	後 藤 敬	アマノセキュアジャパン株式会社
委 員	相 良 直 彦	セコムトラストシステムズ株式会社
委 員	佐 藤 雅 史	セコム株式会社
委 員	相 馬 敬 吾	株式会社ハイパーギア
委 員	土 井 了	株式会社 T K C
委 員	永 杉 嘉 昭	株式会社 P F U
委 員	夏 目 宏 子	ナカシャクリエイテブ株式会社
委 員	成 田 丈 夫	株式会社日立ソリューションズ
委 員	西 山 晃	セコムトラストシステムズ株式会社
委 員	長谷川 史明	日本 I C S 株式会社
担 当 理 事	沖 野 重 幸	株式会社 P F U

■電子取引委員会執筆メンバー【※第6章 電子取引の信頼性担保 執筆】

委員長	西 山 晃	セコムトラストシステムズ株式会社
(委員 五十音順)		
委 員	飯 嶋 高 志	寺田倉庫株式会社
委 員	稲 葉 厚 志	G M O グローバルサイン株式会社
委 員	岡 本 敦	サイバートラスト株式会社
委 員	柴 田 孝 一	セイコーソリューションズ株式会社
担 当 理 事	小 澤 行 男	株式会社ジェイ・アイ・エム

■事務局

専 務 理 事	甲斐荘 博司	日本文書情報マネジメント協会
事 務 局	山 下 康 幸	日本文書情報マネジメント協会

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会

〒100-0032 東京都千代田区岩本町 2-1-3 和光ビル 7 階

TEL 03-5821-7351 FAX 03-5821 7354

<https://www.jiima.or.jp>

法人番号 6010005003693

©本書の内容の一部または全部を無断で複写、複製（コピー）することは、法律で認められた場合を除き、当協会の権利侵害となりますので、あらかじめ当協会の許諾を得てください。